

客と部曲

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2235203>

出版情報 : 史淵. 110, pp.1-54, 1973-02-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

客と部曲

越智重明

はしがき

魏晉南北朝において（私家の）客、部曲とよばれるものには、それぞれいくつかの異なる内容のものがある。本稿でとりあげるのは、晉書食貨志や隋書食貨志の限客制に見えるような特定の身分を示すものとしての客、その後身の部曲である。（以下、とくに必要がない限り、それらを客と表現する。ただし、本稿ではそうした客以外の客をとりあげることもあるが、その客がそうした客と違うことが自明の場合は、とくに断らない。）

旧来それはいろいろな観点からとりあげられている。強いて分類するとその研究は法制史的立場と社会の変革に関連づける立場との二つから行なわれているといえようが、どのような立場から追求の歩を進めるにしても、まず最初に確かめておくべき点は、主家に対しそのものが客であるといった際、その客であるということが、地主と農奴との関係あるいは地主と奴隸との関係といったような、いわば生産関係を示すものか、それとも制度上の身分関係を示すものか、ということである。客は結局制度的存在であり、その一環として役制上特別な取扱いをされるものである。また、制度として示される限りにおいて、少なくとも魏西晉の客は農奴的なものといえようし、現実にもほぼそうしたことがいえよう。もちろん、制度的身分として国家の役を免ぜられるといったことと、地主農奴関係という現実に展開しつづける生産関係とは、相互に対応しつづける歴史的現実を形づくっていたわけであるが、客が制度的身分であるということは、客の検討において忘れてならないことであろう。こうした客の基本的性格は、東晉以後その身分が低下し、主家との関係に微妙な変化が生じ

たときにあつても変りはない。

こうした客については、とくにそれが身分制度的なものであるだけに、どのような社会の展開と政治体制とのなかに出現した衰退していったのかということが問題となる。それだけに、これは国家権力、天子の支配権力と豪族勢力と村落(共同体)との相関関係のなかにとりあげるべきである。

本稿はほぼ右のような理解をもつて魏晋南北朝の客を考察しようとするものであるが、そこには当然魏西晋の天子のもつ客としての屯田民、制度上の(私)奴婢(以下、奴婢、奴、婢といえ、とくに断らない限り制度上のものを指す)、客・奴婢以外の依附者などが問題となってくる。本稿は客を理解するという観点からそれらにもふれる。

一 魏西晋の屯田民と客

漢では天子が民衆(賤民である奴婢を除く)を編戸として把握し、その編戸を均質的に支配することが志向されていたが、そのなかにそれを破る豪族勢力が進展し、その線にそつて魏が出現した。それだけに魏は漢とは違った、ある程度まで豪族勢力肯定の線にそつて政治体制をもつていた。(ところで、ひとくちに豪族といっても、時代によってその性格に違いがあり、地域差もある。後漢の豪族は族的連繫こそが生命であり、どちらかといえば豪族(個人)は族のなかに埋没していた。しかし魏晋南北朝の豪族の場合、各大族において主導性をもつ人物(いわゆる豪族)個人の力が、族全体の動きにささえられながらも、族そのもののなかでの自主性を大きくうちだしてくるという点が注目される。)さて、とくに魏西晋の豪族が郷村にもつ力は、対外的には、村(塲)という村落(共同体)における(奴婢)「私従」としての客所有を中核とする(水利問題などを通じての)(編戸の)村民に及ぼす支配力、として理解できるが、その支配力は当然他村に及ぶこともある。ただし、それは必らずしも一村を一人の豪族が独占的に支配するといった形をとらず、一村を複数の豪族が支配するといった形をとることもある(拙稿、「史学雑誌」第七十九編第十号、「東晋南北朝の村と豪族」)。また、こうした豪族の力が生きて機能するためには、

豪族としての横の地縁的血縁的連繫の存在することが要求されるが、当時の豪族は内部的矛盾を孕みつつもある程度それをもっていたといえよう。(族人が繁茂していることは主として後者をささえるものとなる。) 前者の場合、それが徹底すれば村民が編戸から客に切りかえられ、かつその客が公的な力役を免除される(さらには公的な税役を免除される)という形にならう。(ここでは全村民が豪族の私有地を耕作するという形をとらないにしても、豪族に対して何らかの『税物』を献ずるといふこともあるいは生じよう。) 問題は天子がそうした豪族勢力にどう対応したかということであるが、前者についていえば、当時天子も亦その「私従」として兵戸と屯田民とをもっている。それは後漢末群雄の一人であった曹操がその「私従」として兵戸と屯田民とをもったのに淵源をもつが、両者は豪族の「私従」=客と同様国家の編戸ではない。この際、豪族の勢力進展が徹底して村から編戸が消え、同時に天子も亦歴大な「私従」をもつものとして諸豪族に対応するようになれば、そこに一種の豪族連合政権が出現するであろうが、魏西晋でいえば、天子の支配権力がその権力の一つの基盤をなすものとして編戸を確保しその消滅を許さなかったため、豪族は豪族連合政権をつくりえなかった。(東晋南朝、北朝では別の条件が旧来の豪族勢力の十分な進展を許さなかった。) その際天子が歴大な「私従」をもち、かつ天子が国家の元首としてその「私従」の産み出す力を軍国主義的体制をとる国家の運営に投入していたこと(西晋の天下統一後も、「私従」の産み出す力を国家の運営に投入していたことに変わりはない)が決定的に働らいていたといえる。

つぎに、天子が後者つまり豪族のもつ横の地縁的血縁的連繫力にどう対応したかということであるが、そこに浮び上ってくる具体的な現われは、天子が九品官人法を通じて郷論に示される各人の評価をとり、各人の官序を決めるということである。元来、郷論は村落における各人(具体的には豪族)の評価を郷なり県なり郡なりを単位として総括し、その総括のなかで改めて各人を評価したものである。それだけにそれは直接的に土地(豪族の農業経営)と密着した対立、抗争を内包し、そうした意味で地域性をもっていた。ところで、豪族勢力の進展は、村民としての編戸に支配的影響力を及ぼすにしても、さきふれたように、編戸の村民をすべて客としてしまふところにはまだ徹底していなかった。恐らくはそ

れとかなり表裏一体をなすものとして、そこに累層的な・豪族による豪族の恒常的組織的な支配は出現しえなかった。さて、九品官人法に現われる郷論は魏の中ごろまでは郡を単位とするが、そこでは全国の各郡の豪族が各自の郷論を(郡を単位として)全国的規模で調節し、その結果を官界におしだすとか、天子にぶつつけるとかいったことはなかった。要するにそこでは豪族層は各豪族の利害を守りつつ、彼らよりも高い次元において、彼らの勢力に対し全国的規模において調節的機能をもつことを天子なり国なりに求めていたのである。かくて天子は九品官人法における各人の郷論決定(具体的には状などの決定)に対し、それを豪族勢力のあらわれとして尊重すべきを打出している反面、そこに自らのもつ調節的機能を直接的に投影し部分的とはいえそれを修正することもあったのである。これは郷論が二面性をもつということでもある。この際、いままで見てきたところから、天子のもつ厖大な「私従」がそうした郷論のありかたを決めるのに大きく作用したのは疑いなくであろう。魏中期以後九品官人法のとる郷論は州単位となるが、これはかつての郡単位(以下)の郷論とかなり大きく違い、族的結合とはなれたかつての大豪族層Ⅱ上級士人層の自己擁護という色彩が強くなる。そこにあっても、天子の「私従」の存在は新たに大きい役割を演ずるようになる。

右のような大勢であるだけに、曹氏の「私従」として国家の編戸でなかったところに淵源をもつ天子の「私従」たる兵戸、屯田民は、旧来同様編戸でなかったが、そのことは決して彼らが賤たることを意味しない。典農部民が九品官となりえたのや、兵戸の兵(以下、「兵」という)が九品官となりえたのはそれに基く(拙著、『魏晋南朝の政治と社』会第一編第一章「屯田」)。ちなみに、魏時代、権臣司馬氏らが屯田、屯田民を部分的に自己にとりこんだ。それは天子の支配権力に動揺をきたしたが、司馬氏が西晋王朝をたて国家の元首、天子となるとその乱れは改められた。

本節は右のような理解にたつて、魏西晋の天子の「私従」のうちの屯田民Ⅱ客をとりあげる。
まず屯田民が客とよばれたことについてであるが、魏志卷十六任峻伝の注に、

魏武故事、戴令曰、……故陳留太守裴祗……及破黃巾、定許、得賊資業、當興立屯田。時議者皆言、當計牛輪穀、佃科

以定。施行後、祗白以為、馱牛輪穀、大收不增穀。有水旱災除、大不便。反覆來說。孤猶以為、当如故。大收、不可復改易。祗猶執之。孤不知所從。使与荀令君議之。時故軍祭酒侯声云、科取官牛、為官田計。如祗議、於官便、於客不便。声懷此云云。以疑令君。祗猶自信、擬計画、還白執分田之術。孤乃然之。使為屯田都尉、施設田業。其時歲則大收。後遂因此大田、豐足軍用、摧滅羣逆、克定天下、以隆王室。祗興其功、不幸早沒。追贈以郡、猶未副之。今重思之。祗宜受封。稽留至今、孤之過矣。祗子处中、宜加封爵、以祀祗、為不朽之事。

とある。侯声の意見は、現に行われている屯田の科にあつては、官牛にのっとり(官牛を基準として)官田の計をなしている。(これが「馱牛輪穀(耕作民が官牛をやとい、それに応じて穀物を官に送る方法)」である。)もしそれを不可とした稟祗の意見のように改めると、官は有利であるが、その客(耕作者)には不利である。自分は思うにうんぬん、というにあるのであろう。稟祗の最初の意見とのちに見える分田の術を行うべきだという意見が同一内容なのかよくわからないが、同一であるとしてまず間違いなからう。もし違ついてもその違いはこの際さして重要ではない(分田の術により、收穫が定率によつて分けられるようになったのはのちに見る通りである。)(西嶋定生氏、『中国經濟史研究』第二部「第二章一魏の屯田制」特にその廢止問題をめぐ)。さて、右の記事で問題となるのは官と客との語である。この客が官に対する客であるのは明かであるが、官とは一体何であろうか。これが實質的に曹操を指しているのは明かである。官という語は魏晋南北朝では天子を指すこと、国家を指すこと、夫を指すこと、(子から)父をいうことなどがある。その他に、広雅に、

官元首上伯子男卿大夫令長…、君也。

とあるが、君を指すことがある。この君はもちろん天子に限定されない。天子以外のものについても使用される。(ちなみに、資治通鑑卷一百三十四宋昇明元年の条の胡三省注には、「宋齊の間、義從私屬より婢僕に及ぶまで、率ね其の主を呼びて官と為す。」とある。)要するに、右の官牛、官田計の官は侯声らの君としての曹操のことであるが、そうすると曹操はその「私從」の一つとして屯田民をもつに至つたことになる。曹操の「私從」はこうした屯田民と兵戸とを主とする。

兵戸制は曹操が長い年月をかけて次第に整備していったのであろうが、兵戸の活躍をささえる財政がこうした屯田からの収入によったのは明かである。

曹操は最後迄、名目的には後漢王朝の朝臣であったが、そのもつ「私従」は(州郡県の長官の支配下にある)編戸ではなかった。これは後引の劉頌の上疏に窺われるところであるが、魏志卷十五賈逵伝に、後漢末のこととして、

以逵領弘農太守。……逵疑屯田都尉臧亡民。都尉自以、不屬郡。言語不順。逵怒収之、數以罪過、折脚。坐免。然太祖心善逵。

とあるも亦それを示唆するところがあろう。(この屯田都尉は、その注に引く魏略では典農校尉となっている。両者ともちろん同一のものである。) いまそれを別の史料によって考えてみよう。後漢末のこととして、魏志卷一武帝紀の注に、

魏書：(荀)攸等復曰、昔齊魯之封、奄有東海。疆域井賦、四百万家。基隆業広。易以立功。故能成翼戴之勲、立一匡之績。今魏國雖有十郡之名、而猶減于曲阜。計其戸數、不能參半。以、藩衛王室、立垣樹屏、猶未足也。(下略)

とある。曹操が魏公となつたのは建安十八年(西紀二一三年)のことであるが、右はその当時の魏公國に關することである。魏公國の十郡とは、冀州の河東、河内、魏、趙、中山、常山、鉅鹿、安平、甘陵、平原の十郡を指す。「參半」は半ばを意味する。(あるいは三分の一から二分の一までを意味するとされている。何れにしても)そこでは魏王國の戸數が百万を上廻っているという理解が存しよう。一方、曹操が冀州牧となつた建安九年(西紀二〇四年)に戸籍上三十万衆がえられるとあるが、これを一戸一丁とした際三十万戸となる。また、魏の明帝の景初のころ、魏の戸數は五十万程度、同じく明帝の青龍中もほぼ同様とされていると推定できる史料がある(前掲、屯田)。(屯田)これは必らずや編戸についていたものであるが、こうした点から見ると、右の建安十八年の戸數はとうてい編戸だけとはいえない。そこには編戸のほかに曹操のもつていた「私従」つまり兵戸や屯田戸が含まれているとせざるをえないであらう。さらにいうと、魏志卷一武帝紀建安元年の条の注に引く魏書に、

是歳、乃募民、屯田許下。得穀百万斛。於是、州郡例置田官。所在積穀。征伐四方、無運糧之勞。遂兼滅羣賊、克平天下。

とある。これによると曹操の勢力の及ぶところの州郡にはほぼ屯田が置かれていたことになる。一方、曹操は「兵」を各州郡に列置するのを好まず、魏郡（鄴県）、帝都の潁川郡（許県）、旧都洛陽、故郷の沛国（譙城）などに重点的に配備したが、そのなかでも霸府の所在地である魏郡に最も多くのものを配置した。これは浜口重国氏の指摘された通りである（浜口重国氏、『秦漢隋唐史の研究上巻』第一節（第一部第十一「魏晋南朝の兵戸制度の研究」））。こうした兵が必要に応じ各地に派遣されるにあたり、屯田の蓄積がその糧食を弁じたわけになる。魏志卷十五梁習伝に、後漢末のこととして、

（前略）（西部都督從事梁）習表置屯田都尉二人、領客六百夫。於道次、耕種菽粟、以給人牛之費。後单于入侍、西北無虞、習之績也。

とあるが、これはその一端を物語るものである。

ところで、右の魏公国の境域は大体今の河北省保定以南、黄河以北の山東・河南二省北部で、山西省南端を含み、軍事的にも経済的にも天下の死命を制する地帯であった（宮川尚志氏、『六朝史研究政治・社会篇』第二章（第二節「後漢の献帝↓魏の文帝（曹丕）の場合」））。現在知られている典農屯田の所在地のなかにはそこに入るものももちろんある。さきの魏公国の戸数は必ずやこうした屯田戸、兵戸を含んだものであろう。

このように見てくると、曹操の「私従」である屯田民は客ともよばれ、編戸ではなかったことになる。それだけにその屯田耕作は事実上国家のための労働というよりも、主君である曹操のための労働とされよう。ところで、当時の豪族はそれぞれ私従をもっていた。そこには編戸もあり、漏戸もあり、（賤民としての）奴もいたとすべきであろうが、ここで編戸と思われる豪族の私従が客⇨賓客とよばれ、かつ一般的には主家のために労働して国家の役に服していなかったことを物語る一例をあげてみよう。魏志卷十二司馬芝伝に、

太祖平荊州、以芝為管長。時天下草創、多不奉法。郡主簿劉節、旧族豪俠。賓客千余家、出為盜賊、入乱吏治。頃之、芝差節客王同等為兵。掾史挾曰、節家前後未嘗給徭。若至時藏匿、必為留負。芝不聽。与節書曰、君為大宗、加股肱郡。而賓客每不与役。既衆庶怨望。或流声上聞。今条同等為兵。幸時發遣。兵已集郡。而節藏同等。因令督郵、以軍興、詭責。臬掾史窮固、乞代同行。芝乃馳檄濟南、具陳節罪。太守郝光素敬信芝。即以節代同行。青州号、芝以郡主簿為兵。

とあるが、これはその一例をなす。こうしたことは曹操のもつ客戸と兵戸も亦巨視的には諸豪族のもつ私従として理解できるといふことである。

曹操は後漢の建安二十一年魏王となり、建安二十五年正月魏王として薨じた。そのあとを曹丕がついだ。同月延康と改元したが、延康中に魏王朝にいわゆる九品官人法が制定された。延康元年十月魏王曹丕が後漢の献帝から受禪して魏王朝を建てた。これが文帝である。同年同月、魏王朝最初の年号として黄初が用いられた。文帝の黄初年間に典農屯田から度支屯田が分出したが、こうした両屯田民と兵戸とが依然として国家の編戸でなかったことは、かつて別稿で論じた通りである(前掲)。そうするとこの屯田民と兵戸とはもともと国家権力とは一応切りはなされた曹氏の私民としての性格を強くもっていたが、曹氏が天子となり国家の元首となっても、それらは編戸でないという意味で依然として国家権力の支配と一応切りはなされた存在であったといえる。

ただし、魏、西晋において天子の「私従」のもつ軍事力、経済力は当然のこととしてその国家運営に投入されている。それだけに天子の「私従」はときには広義の国家の民として理解されることもある。隋書卷二十九地理志上に、前漢時代の戸口の増減を述べ、そのなかに、

至于平帝、郡国一百有三、戸一千(二百)二十三万。

と記している。これは前漢の戸数の極盛である。(このときの口は五千九百五十九万)ところで、地理志上には、さらに、

(前略) 明章之後、漸至滋繁。郡県之數、有加曩日。逮炎靈、數尽。三国争彊、兵革屢興。戸口減半。

とある。後漢の戸数の極盛は、桓帝の永寿三年の一千六十七万(口は五千六百四十八万)と考えられる。隋書地理志上で三国の戸口が半を減じたという際、それは平帝や桓帝のときの戸口数を基準とし、その半ばにまでへったということに相違ない。そうすると三国の戸数は大約五、六百万ということになる。さて、太康三年の天下の戸は三百七十七万であるが、それには天下統一後の処置として新たに編戸とされた屯田民の戸が含まれ、一方、兵戸は含まれていない。太康元年の平呉時、旧の西晋の兵戸数はほぼ六十万程度であり(前掲、「屯田」ただし、この推定の過)程には若干改訂したいところがある)、旧の呉の兵戸数は二十三万である。三百七十七万にこの両者を加えると、四百六十万程度になる。今日知られる限りでは、三国時代の各国の戸(口)は三国時代という期間乃至三国時代から西晋平呉時までの期間において極端に大きい増減はない。そうすると、四百六十万(をやや上廻る)程度という数字を三国時代に遡らせて、それを三国の各政權が把握していた戸の総数に近いものと考えることが可能である。この数と隋書地理志上に三国の戸として示されている数とは巨視的に一致する。さきの魏公国に關する戸数計算をあわせ考えた際、これは(國家の編戸でない)兵戸や(國家の編戸でなかった時期の)客戸も亦國家の把握する広義の戸に数えられたことのあるのを物語っているといえよう。ちなみに、呉・蜀とも兵戸は編戸でなかったといえる(前掲、「秦漢隋唐史の研究上巻」)。また、呉では屯田民も亦編戸でなかった(前掲、「屯田」)。(蜀の屯田民については不明。)

ところで、天子の「私従」としての屯田民客は西晋の太康元年の天下統一後、太康三年の事後処理完成時までにすべて編戸とされ、旧米呉の天子のもっていた「私従」としての屯田民も亦そのときまでに編戸とされたと考えられる(前掲、「屯田」)。しかし、それは屯田の廃止を意味しない。屯田は西晋末まで依然として存在し、旧屯田民は旧来の屯田を耕作していたと考えられるのである。このことについてはのちに述べるが、そうした理解が正しいとした際第一に問題になるのは、魏末、西晋初めに典農屯田の管掌官が廃止されたことの意味である。その廃止については、魏志卷四陳留王紀咸熙元年(西紀二六四年)の条に、

是歳、罷屯田官。以均政役。諸典農皆為太守。都尉皆為令長。

とあり、晋書卷三武帝紀泰始二年(西紀二六六年)十二月の条に、

罷農官、為郡県。

とある。後漢書卷一百一十六百官志三大司農の項の劉昭の注には、

魏志曰、曹公置典農中郎將。秩二千石。典農都尉、秩六百石、或四百石。典農校尉、秩比二千石。所主如中郎。部分別而少為校尉丞。

とあるから、前者の咸熙元年の屯田官廢止の対象となった典農が典農中郎將と典農校尉とであり、都尉が典農都尉であるのがわかる。太康元年の西晋の平呉にもなう処理が太康三年までかかっていること、つまり大事業がその完成までかかると年月がかかるのとあわせ考えると、咸熙元年は典農屯田廢止がうちだされた年、泰始二年はそれが完成した年と考えることが可能であろう。何れにしても、魏末、西晋初めの交に旧来典農屯田民を支配していた典農中郎將・典農校尉は郡太守に、典農都尉は県令長にそれぞれ改められたということがいえる。右の際、旧典農屯田民が州郡県の長官の支配を受けるようになったのは明かである。ただし、それらは直ちに編戸となつたのではない。それらが編戸となつたのは西晋の天下統一後、太康三年までの間においてである(前掲、屯田)。

ここで大司農の職分を瞥見してみよう。建安十八年魏公となつた曹操はその国に大農をおいた。この大農は魏王国に引続がれ、魏王朝ができると大司農となり、後漢王朝の大司農と合体した。ところで、前述のように、魏公国の戸数には曹操の「私従」が含まれていたと考えられる。それだけに、後漢末曹操の屯田は(魏公国出現以後でいえば)大農のもとにあり、それを大農に属する典農中郎將以下が管掌していたといえよう。魏時代典農屯田が大司農のもとにあり、その屯田を典農中郎將以下の屯田官が管掌していたのは周知の通りである。魏時代の大司農は国家の財政権をにぎるといったものはなくなつたが、それは典農屯田を経営しその租税「軍糧を「兵」に提供することをその職分としていたとして大過あるま

い。魏初こうした屯田の主流が典農屯田であったが、それから度支屯田が分れていったわけである。(度支屯田は現在史料で見ると、前線基地に存在している(前掲、「魏の屯田制」特に))。各地におかれた典農屯田はそれぞれに軍糧を蓄えて、軍兵を何箇所かに集中的におき、事あることに出勤させるという当時の軍事体制をささえていたと考えられる。魏志卷九曹爽伝の注に、司馬懿がクーデターを起して曹爽兄弟をたおそうとしたときのこととして、

魏略曰、……(大司農桓)範又謂(曹)羲曰、卿別管近在闕南。洛陽典農治在城外。呼召如意。今詣許昌、不過中宿。許昌別庫足相被飯。所憂当在穀食。而大司農印章在我身。羲兄弟默然不從。(下略)

とあるのは、大司農がそうした軍糧を(最終的に)にぎっていたのを察せしめるに足る。

右の典農官廃止に際し改めて問題となるのは、度支尚書の職分であるが、晋書卷三十七安平献王孚伝に、

初魏文帝置度支尚書、專掌軍國支計。以征討未息、動須節量。及明帝嗣位、…転為度支尚書。孚以為、擒敵制勝、宜有備預。每諸葛亮入寇、関中辺兵、不能制敵。中軍奔赴、輒不及事機。宜預選歩騎二万、以為討賊之備。又以、関中連遭賊寇、穀帛不足。遣冀州農丁五千、屯於上邽、秋冬習戰、春夏脩田桑。由是、関中軍國有余、待賊有備矣。

とあり、太平御覽卷二百二十七職官部十五度支尚書に、

朱鳳晋書曰、(魏)文帝置度支尚書。軍糧計校、一由是。以司馬孚為之。

とある。これは魏時代度支尚書の職分としての軍國の財政の管掌が最初から自らの手による直接的な軍糧確保を含むものであったことと、その職分遂行の一つとして経営した度支屯田の耕作者つまり度支屯田民が軍兵としての機能をもっていたことを物語っているとされよう。ところで、西晋初めに度支尚書はその職分をひろげ、軍國の財政を管掌し、度支屯田を経営すること以外に、州郡県の機構を通じて編戸の戸口を管掌し、また全国的規模において軍事にも携わるようになってきた。この点は別稿で論ずるが、いまそれに関する一例をあげると、晋書卷三十六張華伝に、

及將大举、以華為度支尚書。乃量計運漕、決定廟算。衆軍既進、而未有剋獲。賈充等奏、誅華以謝天下。帝曰、此是

吾意。華但与吾同耳。時大臣皆以為、未可輕進。華独堅執以為、必剋。及吳滅、詔曰、尚書閔内侯張華、前与故太傅羊祜、共創大計。遂典掌軍事、部分諸方、算定權略、運籌決勝、有謀謨之勲。其進爵為広武県侯、増邑万戸、封子一人為亭侯千五百戸、賜絹万匹。

とある。ここでは、軍国の財政を管掌する度支尚書が軍兵、軍糧の輸送にあたるだけでなく、より直接的に軍事にも関係し、ひいては最高の軍略にも加わっていたことが示されている。そこには魏時代とは違った、より広範な職分が生じたことが考えられる。これは必ずや右にあげた職分拡大をふまえたものであろう。要するに、西晋初め、度支尚書を中心に平呉をめざしての財政機構の整備統一、それと関連する(広義の)軍事権の整合があったが、この改革は西晋の天下統一に大きく役立った、ということが考えられるのである(拙稿「軍事史学」第六巻第四号)。ところで、前引の魏志賈逵伝の記事に窺われるように、旧来典農屯田民は州郡県官の管轄外でその支配は屯田耕作面、租税軍糧の徴収面、民生面の何れにあつても全く行われていなかった。(典農官の支配がそれらの面に及んでいたが、典農官を掌る大司農は天子に直屬する。)それだけに、西晋初め典農官を郡県の長官としたことは、度支尚書がその職分拡大の一環として新たに州郡県官を通じて旧典農屯田民から租税軍糧を徴収するようになったという線で理解すべきことになる。(旧典農屯田民は以後、屯田耕作面、租税軍糧の徴収面、民生面で州郡県官の支配を受けるに至つたと考えられる。) (補註！)

翻つて考えるに、魏の屯田に天子の私産的性格が強く、その耕作民に天子の私民的色彩が濃いとすると、魏の天子の支配の衰退と相応じて、それを奪つて自己のものとしようとする権勢者が自ら現われてくる。司馬師が屯田民を召募して兵士とし、屯田戸を賞賜の対象として用いたといったことがあり、また、司馬氏と対立して殺された曹爽の徒党のなかに、典農屯田の桑田を分割して自己の資産としたものがいた(前掲「魏の屯田制」特に)が、こうしたことはいわば當時の屯田の構造自体のなかにある一種の「もろさ」の現われであるということがいえよう。しかし、司馬氏自らが天子となるのを目前にするという時点になつた際、大敵呉が依然として存在しており、それだけに軍糧の確保が至上命令であり、

かつ屯田民とくに度支屯田民が軍兵としての一面をもっていることを考えると、司馬氏の態度は変化せざるをえなかったであろう。かくて、天子たるべき司馬氏は天子の私地、私民的な屯田、屯田民の実態を残しておきながらそれを自己を頂点とする軍国主義的体制の一環として十分に把握しようとしたと推定されるのである。この際、旧来租税―軍糧の徴収面乃至その運用面（輸送を含む）において二本建てであった典農、度支の二屯田がもともと軍国支計を掌るものとして出現した度支尚書の支配に統一されるに至ったわけである。なお、通典卷二十三職官五工部尚書の項に、

漢成帝置尚書郎兩人。其一人掌戸口墾田。蓋尚書屯田郎之始也。至魏、尚書有農部郎。又其職也。至晉始有屯田尚書。及太康中、謂之田曹。後復為屯田。江左及宋齊則左民郎中兼知屯田事。

とある。これでは晋に屯田郎がなかったかの如く見えるが、晋書卷二十四職官志によると、西晋初めに農部郎が廃止されて新たに屯田郎がおかれそれが西晋一代続いている。この屯田郎が農部郎の後身であるのは改めていうまでもなからう。魏の農部郎は当時の典農屯田、度支屯田（あるいは地方における武將などの経営した屯田まで）を管掌したものであろうが、魏志卷二十八鄧艾伝の記事とあわせ考えれば、それは全国的視野における屯田による軍糧確保策の計劃実行、屯田の置廢などをその具体的職任としていたと推定される。こうした農部郎の職分が西晋の屯田郎にうつがれたのであろう。また、晋書職官志に、

大司農統大籩導官二令襄國都水長東西南北部護漕掾。及渡江、哀帝省、并都水。孝武復置。

とあるが、これは典農屯田管掌の職分を失ってからの大司農の職分について記したものである。

論を進めよう。天下統一後の処置によって天子の「私従」としての旧典農、度支の両屯田民、呉の屯田民はともに編戸に繰り入れられた。（それらはすべて州郡県の長官の支配に入ることにもなるわけである。）このことは一見屯田の廃止、天子の「私従」としての客の存在の否定を意味するかの如くである。しかし、事實はそうでなく、屯田は實質的に存続し、客が天子の「私従」であることにもほぼ変りはなかったと考えられる。いまそれについて見てみよう。唐六典卷三戸

部尚書に、

及晋置吏部三公客曹駕部屯田度支六曹。而無五兵。咸寧二年、省駕部尚書。四年、省一僕射、又置駕部尚書。太康中有吏部殿中及五兵田曹度支左民、為六曹。又無駕部三公客曹。惠帝世、又有右民尚書、止於六曹。不知此時省何曹也。とあるが、これから西晋の太康の天下統一後屯田尚書が田曹尚書と名称が變つたこと、及び新たに左民尚書が置かれたことがわかる。前者は一見、そのとき屯田がすべて廢止されたのを物語っているかの如くである。しかし、通典工部尚書の注に、

至晋始有屯田尚書。及太康中、謂之田曹。後復為屯田。江左及宋齊、則左民郎中兼知屯田事。

とある。これは屯田からいったん田曹と名称が變つても、それが別に屯田廢止を意味しなかったのを示しているとされよう。また、晋書職官志によると屯田郎の廢止は東晋になつてのことと考えられる。右に東晋になると左民郎中が屯田のことを兼知するようになるのであるのはこれと相応する。こうした屯田尚書、屯田郎の存在も亦右の理解をささえるであらう。さて、それならば、天下統一後旧来の屯田は何とよばれたかということになる。ここで晋書卷四十七傳玄伝を見ると、

泰始四年(西紀二六八年)、以為御史中丞。時頗有水旱之災。玄復上疏曰、…臣伏懼喜、上便宜五事。其一曰、耕夫務多種、而耕嘆不熟、徒喪功力、而无收。又旧兵持官牛者、官得六分、士得四分。自持私牛者、与官中分。施行来久、衆心安之。今一朝減、持官牛者、官得八分、士得二分、持私牛及无牛者、官得七分、士得三分。人失其所、必不權樂。臣愚以為、宜佃兵持官牛者、与四分、持私牛、与官中分。則天下兵作權然悅樂、愛惜成穀、无有損棄之憂。其二曰、…其四曰、古以步百為畝。今以二百四十步為一畝。所覺過倍。近魏初課田、不務多其頃畝、但務修其功力。故白田收至十余斛、水田收數十斛。自頃以來、日增田頃畝之課。而田兵益甚。功不能修理。至畝數斛已還。或不足以償種。非与曩時異、天地横遇災害也。其病正在于務多頃畝、而功不脩耳。(下略)

とある。右にかかげたところから、(士)佃兵||田兵の場合、旧来官牛で耕作するのは官が收穫の六分をえ、佃兵||田

兵が四分をえ、私牛をもつものは、両者が中分するきまりであったこと、佃兵_一田兵が課田を耕作していること、がわかる。ところで、「自頃以来、日増田頃畝之課。」とあるのは、近ごろ、日ごとに各人の耕作すべき課田のひろさを増加したのをいい、「而田兵益甚。」とあるのは、当時課田を耕作するのが佃兵_一田兵に限らないことを示しているとすべきである。当時それにあたる佃兵_一田兵としては度支屯田民を指すとしか考えられない。度支屯田民が耕作面積を課りあてて耕作させられる場合、その耕地_一課田が国有地（より正確には天子の私有地的なもの）の屯田であるのは明かであるが、度支屯田民以外がこうした課田を耕作しているとすれば、その耕地は自ら旧典農屯田民の屯田ということになる。このように見てくると、当時天子の「私従」_一屯田民の耕作する田土を課田といたことがわかる。天下統一後占田制、課田制が施行されるが、その課田というのは必ずやこの屯田のことであろう。（ただし、占田制、課田制における課田には、空閑地・荒れ地をわりあて耕作させたものを含む。）

ちなみに、文館詞林卷六百九十一勅上、西晋武帝戒計吏勅一首に、

敕、頃者年穀不登。…郡国守相、各以賢材莅官。百姓不足、将何以上称朕意、下济黎庶。諸屯課田、為尽力南畝、不。在軍休仮者、為皆戮力親農、与父兄伯叔、同其勤勞、不。豪右貴戚、役細人、以損農作、不。凡如此類、及逐末捨本、遊食商販之徒、皆人蠹患、王政之所禁也。（下略）

とある。ここには郡国守相しかでておらず、そうした点からいってもこれは典農官が廢止され、州郡県系統官が課田や兵戸の従農をも掌っていた時期のものとなる。（典農官がいたときには、こうした際には典農官はしばしば州郡官とならびあげられている（前掲、「魏の屯田制」特に））。これは、課田_一屯田に力を尽さない屯田民、兵戸であって軍の休仮にありながら農に努めないもの、強豪で貧弱な庶民を私役してその農作を妨げるもの、遊食商販する庶民、の四者をあげてそれを人のわざいをなすもの、王政の禁止するもの、としているものである。こうした記載ぶりから当時兵戸に屯田民なみの課田_一屯田が支給されていないのがわかるが、それにしても、その生活をささえるために国有地の支給その他が考えら

れているとしてよからう。(右は蓋し天下統一後の占田制・課田制下のものであろう。)

ここで晋書卷四十六劉頌伝を見ると、淮南相劉頌が行った上疏をのせている。そこに、

昔魏武帝分離天下、使人役居戸各在一方。既事勢所須、且意有曲為權假。一時以赴所務、非正典也。然逡巡至今積年未改。百姓雖身丁其困、而私怨不生、誠以三方未悉蕩并、知時未可以求安息故也。是以甘役如婦、視險若夷。至於平吳之日、天下懷靜。而東南二方六州郡兵將士武吏、戍守江表、或給京城運漕。父南子北、室家分離、感更不寧。又不習水土、運役勤瘁、竝有死亡之患、勢不可久。此宜大見処分、以副人望。魏氏錯役、亦應改旧。此二者各尽其理。然黔首感恩、懷德詠吟、樂生必十倍於今也。

とある。この淮南国は大康十年にできたものであるから、右の上疏は西晋の天下統一による処理が終つてからのものになる。「魏氏錯役」は、魏において屯田民の戸は屯田耕作に、兵戸の戸は兵役に、編戸は租税徭役にそれぞれつとめさせたことを述べたものである(前掲、「魏晋南朝の(兵戸制度の研究)」。上疏当時屯田民は編戸に入っているわけであるが、依然として屯田耕作を続けている。それだけに、役(しごと)の面からいえば西晋の天下統一後(占田制、課田制が施行されても)もとと少しも変っていない。劉頌の上疏の右の部分のうち旧呉の領内以外に関するところはこうした前提をもって読むべきである。なお、旧呉の領内に関するところは、その地のものが兵士や(役人としての)武吏に徵発され、江表の戍守や京師への運役に苦しんでいるのを示している。そこでは直接的には兵も百役もともにその郷里を遠く離れないようにすべきが説かれているのであり、それだけに、「兵」、屯田民、旧来の編戸の区別が旧西晋領内の場合のようにはっきりした形で示されていないが、「魏氏錯役」を改めると同時にこれらを大いに処分するということは、当然旧呉の屯田廃止ともなるであろう。

さて、西晋の天下統一後も屯田がそのまま残っていたとした際、確かめておくべきことがいくつかある。その第一は、度支尚書の職分である。度支尚書が國家財政を管掌していたことに変化はない。しかし、度支尚書が天下の編戸の戸口を掌握するといったことは、新設の左民尚書に移ったに相違ない。問題は度支尚書の屯田民(課田民)支配である。晋書

卷一百陳敏伝に、西晋の天下統一後、屯田民の編戸への繰り入れが終つてからあとのこととして、

及趙王倫篡逆、三王起義兵、久屯不散。京師倉廩空虛。(尚書倉部令史陳)敏建議曰、南方米穀、皆積數十年、時將腐敗。而不漕運以濟中州、非所以救患周急也。朝廷從之。以敏為合肥度支。遷広陵度支。張昌之乱、遣其將石氷等趣寿春。都督劉準憂惶、計無所出。時敏統大軍在寿春。謂準曰、此等本不樂遠戍。故逼迫成賊。烏合之衆、其勢易離。敏請合率運兵。公分配衆力。破之必矣。準乃益敏兵、擊之。破呉弘石氷等。(下略)

とある。この度支陳敏が率いるべき度支の運兵は、必ずや彼が度支本来の職分に基いて掌握していたものであろう。旧米度支屯田民は兵とよばれまた漕運にも従事していた。旧米度支の屯田はだまかにいって蜀、呉への前線基地にあつたのであるが、かくて度支陳敏は度支屯田民を大量に率いて南方の米穀の漕運にあたり、それが運兵といわれていると考えられる。このように見ると、度支尚書が少なくとも漕運に関してはかつての度支屯田民を支配していたこと、及びそれが依然として兵ともよばれていたことが推測できるのではなからうか。第二は、傳玄の上疏に見えるように西晋初めに度支屯田のみその税率をあげようとしたのは何故かということである。これは結局旧典農屯田民がその税率以外の点において負担を重くされるといったこと(均政役)によって彼らが州郡の編戸なみに徭役負担を重くされるといったこと(補注)が生じたが、度支屯田民はそれに対し税率を重くしようとした、という観点から理解すべきであらう。第三は、西晋時代の屯田民の税率である。晋書載記卷十九慕容皝伝には、

以牧牛給貧家、田于苑中。公取其八、二分入私。有牛而無地者、亦田苑中、公取其七、三分入私。皝記室參軍封裕諫曰、臣聞、聖王之宰國也、薄賦而藏於百姓。分之以三等之田、十一而稅之。寒者衣之、飢者食之。使家給人足。：且魏晋雖道消之世、猶削百姓、不至於七八。持官牛田者、官得六分、百姓得四分。私牛而官田者、与官中分。百姓安之、人皆悅樂。(下略)

とある。慕容皝は結局封裕の諫めをいれて官田を耕作する場合の税率を魏晋の旧法通りとするのであるが、ここでとりあ

げられている百姓は官田を耕作しているものに限定されている。この百姓は必ずや屯田民のことであり、その官田は屯田Ⅱ課田のことであろう。ここに見える税率は魏晋を大観したものと同一になるが、その晋は自ら西晋(天下統一前)に限定されるわけである。ここには、魏西晋を通じ官牛を使うものは官が六分、耕作者が四分、私牛をもつものは官、耕作者ともに五分とあるが、蓋し西晋に入っても、天下統一後に占田制、課田制が施行されるまで、屯田民の税率は魏と殆んど変りなかったであろう。なお、占田制、課田制の課田Ⅱ屯田においては、丁男は五十畝を耕作して、税は粟四斛絹三匹綿三斤という計算となっている。(このほかに、編戸として、戸単位に絹三匹綿三斤の税を負担すべきである。)蓋し丁男の五十畝につき粟四斛絹三匹綿三斤というのは定額なのである。一般的に言ってそれは右にあげた旧来の定率の場合よりも軽減されているようであるが、これは天下統一による軍備縮小などとの関連に基くものであろう。

このように見てくると、西晋の天下統一後天子の「私従」のうちの屯田民が改めて編戸とされたにしても、その「私従」であるという性格は基本的には一応旧来通り残っていた、しかもその新しい「私従」はもとの呉の屯田民を加えて数的にはさらに龐大なものになったといえよう。なお、屯田民を改めて編戸とした理由であるが、蓋しそれは天下統一による海内の静謐を誇示するためのもので、屯田を(専ら?)課田といい、屯田民Ⅱ客を編戸としたのはそうした線にそって理解すべきであろう。しかし、それはいわば表面的なもので本質的改変ではない。天子の「私従」のうちの「兵」が依然として編戸でないこと、田曹尚書がのち屯田尚書といわれたことはそれを証するところがあろう。

二 魏西晋の(私家の)客

晋書卷九十三王恂伝に、

魏氏給公卿已下租牛客。戸数各有差。自後小人憚役、多樂為之。貴勢之門、動有百數。又太原諸部亦以匈奴胡人、為田客。多者數千。武帝踐位、詔禁募客。恂明峻其防。所部莫敢犯者。

とある。租牛は賃をはらって借りる牛のことである。第一節で引用した魏武故事に見える屯田の「僦牛」の牛と実態は同じであろう。「租牛客戸」は租牛と客戸との二つを指すとも、租牛をもって耕作する屯田民に客（この客は文字に即していえば自ら牛を持たぬ貧しい屯田民ということになるが、文意としては屯田民を一般的に指しているということになる。）といった意味とも受けとれる。（後者なら、その「戸」は「戸数」として下に続く。）蓋し後者の読みの方が正しいであろうが、何れにしてもそれは魏氏がその「私従」である屯田民に客をその公卿以下の官人に下賜したのを示しているといえよう。さて、ここに「魏氏」とあるが、右のように制度に関連して主権者たる「某氏」がそれをうんぬんしたという際は、通常その某を冠する王朝が成立していることを前提としている。いま右の晋書と同様唐時代に出来た唐六典を例にとつてそうした用法をあげると、唐六典卷五駕部郎中に、「魏氏始置駕部郎曹。」とあり、同卷十八大理正に、「秦置廷尉正一人。漢因之。…魏氏第六品。晋置二人。宋齐梁陳並一人。品同魏氏。」とあり、唐六典卷一左司郎中、右司郎中に、尚書郎について、「魏有…。凡二十五曹郎。晋氏又加…。無農部定課考課。凡三十五曹。」とある。右の魏氏も基本的にはそうしたもので、それは魏の天子が自ら客をもち、かつその一部を公卿以下の官人に下賜したが、それが国家の役を免ぜられたものであったことと、それが臣下の官人が国家の役を免ぜられた客をもつのが認められるのを意味しただけに、それを契機として臣下の官人が下賜されたもの以外にも多数の客をもつに至ったことが物語られているとしてよからう。なお万一、右の「魏氏」が魏王あるいは魏王国の朝廷を意味し、魏王曹操が魏王国の公卿以下にその客を下賜したことを指しているものであつても、その体制が魏にもちこされたことが自ら物語られているとされよう。右の客については、それが独立の戸籍をもつものとも、主家の戸籍にその姓名を注記されたものとも記されていないが、こうした客のうちの田客に佃客については、それが奴婢と同様家人のなかに入っていたことが考えられる。すなわち、漢書卷三十一陳勝伝に、

秦令少府章邯、免驪山徒人奴産子、悉發以擊楚軍。

とあり、この人奴産子について、顔師古の注に、

服虔曰、家人之産奴也。師古曰、奴産子、猶今人云家生奴也。

とある。すでに考察が進められているところであるが、服虔(後漢末の人)はここで奴婢は主家の家人で、人奴之産子はそうした家人たる私奴婢の生んだ奴(婢)である、という理解を示しているのである(浜口重国氏、『唐王朝の賤人制度』主篇第六章「部曲と家人の語」)。なお、かなり広い視野にたつ家人の語)の検討を別稿で行う予定。)とここで、資治通鑑卷七秦二世皇帝元年の条に、右の記事に基く記事をあげているが、その胡省三注に、

臣瓚曰、人奴之産子、今田客家兒。

とある。臣瓚(姓不明。漢書敘例によると西晋初めの人)は人奴之産子をその時点における田客Ⅱ佃客の家兒にあたるとしている。これは必ずや当時田客が主家の家人であり、人奴之産子は秦では主家の家人である奴婢の産んだものであるが、それを当時にあてはめると主家の田客である家人の産んだものにあたる、というのであろう。当時も奴婢が存在していたが、それにもかかわらず臣瓚が田客をとりあげたのは、蓋し当時田客が奴に比してより一般的な形として、主家の耕作を担っていたからであらうが、その田客は奴(婢)と同様、主家の戸籍に注され、子孫ができて自動的にその家の戸籍につけられたと理解すべきであらう。さて、いまここでとりあげている田客も奴(婢)もともに制度的なものである。さきの王恂伝の私家の客(戸)の一つとしての田客も亦制度的なものとするべきである。このように見ると、王恂伝に見える私家の客は編戸ではなく、主家の戸籍に注記されていたものとすべきことにならう。巨視的にみて客の後身となる唐律疏議に見える部曲(以下、唐の部曲という)も亦主家の戸籍にその姓名を注記されているが、これは周知の通りである。なお、いったんあるものをその客とすれば、そのものの子孫は自動的に客となる。そうすると客の現実の家には一人前の男子が数人いるといったことも予想される。ここで滝川政次郎氏の『支那法制史研究』所収「唐代奴隸制度概説」を見ると、日本の養老令戸令の家人の条に、

凡家人所生子孫、相承為家人。「皆任本主驅使。唯不得盡頭驅使及売買。」

とあるものについて、紅葉山文庫本、捕亡令義解の裏書に、

又本令云、部曲所生子孫、相承為部曲。

とあるのを照合して、この「本令」を唐令の逸文とされた上、「一」内に相当する唐令の存在すべきを推定しておられる。これは貴重な指摘であるが、これに従うと、客の後身の部曲の現実の家にはやはり数人の成丁がいたことがいえよう。こうした点からいって豪族のもつ客は増加を方向づけられていたといえよう。王恂伝に見える魏の小人で役を避け田客_一佃客となったものについて、右のような理解をすることは十分可能であろう。

さて、やや図式的にいうと、漢時代豪族の村落支配（具体的には里支配）の一中心は、編戸の村落民（里の民）に自己の田土を耕作させ、その收穫物の大部分を収奪したところにある。そこでは少なくとも建て前としてはそうした村落民はあくまで編戸であった。魏西晋になると現実には機能する村落は（里ではなくて）豪族を中心とする人々の集落としての村となった。その際豪族の村落支配（具体的には村支配）の一中心は、豪族が村落民（村の民）に自己の田土を耕作させ、その收穫物の大部分を収奪したところにある。ところで、いまとりあげている佃客は編戸ではなく豪族（主家）の戸籍に入っているわけであるが、それが果してこの際の村落民に該当するかどうか問題となる。当時の天子は、すでに見てきたように、豪族勢力の進展に応じた政治体制をとってはいるけれども、同時にその権力の一つの基盤を編戸（一般的にいうて村民）においているだけに、正面からは客所有の数的制限をうち出して編戸数の減少を防ごうとし、側面からは客の政治身分を良と措定し、またその経済生活を全面的に豪族（主家）の自由裁量にゆだねることなく、まがりなりにも客の自立性を認めるといふ形で客の私賤民化を幾分なりとも防ごうとしている。蓋しこれは天子の客に対する支配を潜在的に残しておこうとしたものである。（東晋成立期に南兗州で流民を対象に給客制度が設けられたが、これは客が良であるという一面を大きくおしだした措置といふべきである。また、東晋前期の奴兵徴発は、右の天子の意図が政治体制が変化し、客の私賤民化、私民化が強まりかけた時期に、特異な形で具現したものである。）思うに、戸籍制度上客を豪族（主

家)のなかに入れたのは、そのことだけを単独にとりだしていえば、客の私賤民化、私民化を意味することになるであろうが、このように見てくると、客が豪族(主家)のもとに入ったにしても、そこに現実の問題として、往々村落(共同体)の構成員の名残りがあったこと(、豪族(主家)がそうした性格をむしろ村落支配に利用したであろうこと)を想定しても大過あるまい。(ただし、西晋末東晋初めにおけるように、大量に発生した流民が他郷の豪族のもとで客となる場合、もともと同一村落にいた編戸が豪族の客となるのと違い、客が村落(共同体)の構成員の名残りをもつことに対してはむしろ否定的に働いたとすべきであろう。)

ここで右の魏西晋の客をめぐる理解の基本的条件となった若干の点をとりあげてみよう。第一に、政治体制との関連性の面であるが、魏西晋時代、天子の「私従」客は集団をなして生活し、そこに村落(共同体)を構成することはなかったと思われるが、何れにしても当時、天子がその「私従」客に天子の支配権力の一方のささえを求め、同時に豪族の村落(共同体)支配を肯定しつつも、より高い次元においてその調節者の機能を發揮し、そこに天子の支配権力の他方のささえを求める以上、天子の「私従」客に良的性格を認めるのはむしろ当然である。ところで、前引の王恂伝においては、良である天子の「私従」客を豪族官人に下賜してその客としたわけであるが、それによって(私家の)客が賤になるといったことはとうてい考えられない。そこに、天子が(私家の)客にも制度上良的性格を認めたのは容易に推定されるところである。なお、こうした理解をするにあたっては、当時、家、家人という語の意味の再検討が必要となるが、ここでは、家人の語は要するに家というものの構成員であることを示すのであって、その家の内容に問題があるにしても、その(異姓の)家人が必ずしも常に賤たることを意味するものではない、というのを指摘するに止める。なお、西晋時代、「兵」は良(のうちの名家)の女を娶ることも可能であった(前掲、「魏晋兩朝の兵戸制」の「度の研究」・拙著、「晋書」)。これは客が良の女を娶ることが制度上可能であったのを示唆する。

第二に、客のもつ経済的自立性の面であるが、晋書卷二十六食貨志に、西晋平吳後の規定として、

又得隄人以爲衣食客及佃客。品第六已上、得衣食客三人。第七第八品二人。第九品及（中略）一人。其宧有佃客者、官品第一第二者、佃客無過五十戸^{（十五）}。第三品十戸。第四品七戸。第五品五戸。第六品三戸。第七品二戸。第八第九品一戸。とある。この規定を出したのは西晋の武帝である。ここにはある身分以上の官人が限定された数だけ佃客と衣食客（主家にあつて、その主の衣食などに関する雑事をする客）とをもちえたことが示されている。これはさきの王恂伝に見える客所有が数的に整備されたものであろう。また、隋書卷二十四食貨志に、東晋成立後の規定として、

都下人、多爲諸王公貴人左右佃客典計衣食客之類。皆無課役。官品第一第二、佃客無過四十戸。第三品三十五戸。第四品三十戸。第五品二十五戸。第六品二十戸。第七品十五戸。第八品十戸。第九品五戸。其佃穀皆大家量分。其典計官品第一第二置三人。第三第四置二人。第五第六及公府參軍殿中監監軍長史司馬部曲督閔外侯材官議郎已上一人。皆通在佃客數中。官品第六已上、并得衣食客三人。第七第八二人。第九品及（中略）一人。客皆注家籍。

とある。典計は主家の経営のことに任ずるものである（前掲『唐王朝の賤人制度』外篇第四章）が、これは佃客のなかから出たとすべきであらう。つまり、ここにあつてもさきの場合と同様、佃客と衣食客とがならんで客を代表しているといえる。要するに、これは限客という面でききの西晋平吳後の規定を継承したものと見える。ただし、その所有できる客の数は大幅に増加しているといえる。なお、隋書の限客制において、佃客は戸で、典計、衣食客は人で計えられている。この際、規定上佃客の戸の数と典計の人数とが同じであることは、その戸の構成員が成丁の男子一人とその妻（及び未成年の子）からなるべきを察せしめる。佃客を戸で計え、典計、衣食客を人で計えるのは、前者が夫婦で佃作し、典計、衣食客は成丁一人がそれぞれの任につくという違いを反映してのことであらう。ところで、限客制において官人としての資格によつて、そのもちえる夫婦の家、個人の数が限定されるということは客の子が自動的に客となるというさきの実態と相反することになる。これについてはつぎのようにみるべきであらう。魏晋南北朝にあつては、新規定をつくるにあたり、旧来のものに手をつけないことを前提とし、爾後その規定を超えるものを禁ずる場合、規定を超えた分には特権を与へな

い場合などがある。宋書卷五十四羊玄保伝に、

(前略)(羊)希以、…官品第一第二、聽占山三頃。…(以下)…第九品及百姓一頃。皆依定格、上条賞簿。若先已占山、不得更占。先占闕少、依限占足。若非前条旧業、一不得禁。有犯者、水土一尺以上、竝計贖、依常盜律論。…
從之。

とあるが、この占山制の規定や、西晋の武帝の募客禁止の規定、北魏の均田制の私有田の規定などは前者に該当する。一方、限客制の規定は後者に該当する。蓋し、限客制はただ(税)役免除の客の数のみを限定しようとしたのであって、主家に何人の客があるかといったこと、(客からいえば、その現実の家に何人の成丁がいるかといったこと)は別に問題としていないのであろう。

さて、右の隋書食貨志は、その佃客が收穫を大家(=主家)と量分すべく規定されているのを示しているが、これは客が主家の田土を耕作するにあたり、まがりなりにも自己の計算に基づく独立の生計を保つものであるということである。これはさきの晋書食貨志の佃客についてもいえるところであらう。これは直接的には、制度的に自己の判断と能力とによる自立の生計を認めていたのを物語るものであるが、当然現実の生活ふりを投影しているものといえよう。

このように見てくると、少なくとも魏西晋(東晋初期)の客は(給客の場合を除き)往々客となってからも村落(共同体)の構成員の性格を残しており、かつほぼ良であったということがいえよう。

なお、客は東晋以後私家の賤民的性格を強めてくる。これについては次節以下でとりあげることとするが、この際つぎのようなことがとくに注目される。南朝初めになると客はすでに主家の人身支配を受けるようになってくる。また、南朝に入ると制度的にも奴婢と同質的取扱いを受けることも生じた。また、宋初の同伍犯の議論を見ると、当時客が主家の住居のなかに住み、日中は住居の外に出て農事につとめていたことが、やや漠然とではあるが察せられる。これは蓋し客がもはや村落(共同体)の構成員でないということと表裏一体をなす形で私家のもとに入ってしまった、という観点から理

解すべきであろう。こうした面からいうと、右の隋書食貨志の記事は東晋南朝のことを示しているにしても、南朝に関してはせいぜいその初期までのものと考えられる。

第三に、東晋前期客の制度的、社会的な変質―私賤化傾向の強化のなかで、国家権力側にとって、客の良的性格を強調し、それに基いた客徵発が行なわれたことであるが、晋書卷七十三庾翼伝に、

康帝即位。翼欲率衆北伐。上疏曰、：臣所以輒發良人、不顧忿咎。：於是、並發所統六州奴及車牛驢馬。百姓嗟怨。とある。ここでは庾翼が六州刺史としてその所統から徵発した奴がすべて良人であったのが物語られている。なお、晋書卷七十七何充伝に、

(前略)先是、翼悉發江荆二州編戶奴、以充兵役。士庶嗷然。(揚州刺史録尚書事何)充復欲發揚州奴、以均其謗。後以、中興時已發三吳。今不宜復發。而止。

とある。三吳は揚州の要部をなす。恐らくここでは揚州そのものを指しているであろう。江荆二州は、この際さきにあげた六州の奴兵徵発の中心となった州と考えられる(前掲、『魏晋南朝の政治と社』)。ところで、右の奴に流亡無籍のものがあったのは疑うべくもないが、その他に客がいたと考えられる。すなわち、晋書卷九十四翟湯伝には、この徵発に関し、

建元初、安西將軍庾翼、北征石季龍。大發僮客、以充戎役。勅有司、特蠲湯所調。湯悉推僕使、委之鄉吏。吏奉旨、一無所受。湯依調限、放免其僕使、令編戶為百姓。

とある。こうした際の「勅」は長官の命令をいう。翟湯は隱逸で廉潔を以て称された人物である。この記事の記載ぶりからみて、湯の場合の僮客＝僕使は本来官の帳簿に名前ののっているもので、それだけにそのものは「何人につきいくらだすという」調限の対象となっていたとされよう。つまり、こうした僮客＝僕使は官が正確に把握できない、失籍して豪族の庇護をうけている蔵戸の民ではないのである。この僮客＝僕使としては客しか考えられないであろう。翟湯の住む尋陽は江州に属する。いままで見てきたところから、右は東晋前期、奴といわれるものなかに、もともと編戸たるべき

良民で流亡して有力者のもとに入って無籍のまま使役されているもの及び客があり、しかもそれらがいまだ良人とされたことのあるのを察せしめる、といえよう。(客が奴とよばれたことは、第五節でもふれる。)それらを敢て良人といった理由としては、完全に私家の隸属者である奴婢とそれらとを区別することによって、それらを国家権力の名において徴発の対象としようとしたからであろう。右の良人という用法はやや特殊なものであるが、それにしても、一般論として当時客も亦良としての性格を一面でかなり強くもっていたのを物語るところがあるといえよう。以後、客を全面的に良とした史料は見当らないようである。

ここで客をもっていた階層について考えておく。限客制において免役権を与えられた客をもちえるものは、九品官と一部の流外官とである。ところで、前引の晋書何充伝では庾翼が江荆二州の編戸の奴を悉く発したとある。この編戸の奴というのは、蓋し編戸である土庶のもっている奴という意味であろう。また、その際翟湯の客が徴発されるべきであったが、彼は晋書隱逸伝にのせられている人物で、官途に就いていない。(何充伝に「悉」とあるのが誇張した表現であるのは、翟湯の場合を見てもわかる。)これらはいままで、東晋のころ、客をもつものが官人に限られず、富裕な庶民も亦これをもつことのあったのを察せしめよう。もっとも、そのうちの客についていえば(少なくとも規定としては)、限客制に示された人数だけしか役免除は認められなかったとすべきであろう。

三 南朝の衣食客

すでに第二節で見たように、晋書食貨志や隋書食貨志では衣食客は佃客とならんとりあげられていた。ところが、宋書卷十八礼志五に、

諸在官、品令第二品以上、其非禁物、皆得服之。…奴婢衣食客、加不得服白幘、縹絳金黃銀、又鍔鈴、鍔鉞。履色無過純青。

とあって、客を衣食客で代表させるとともに、その身分を奴婢と同質的としている。そうすると、改めて衣食客の内容と

その身分とが問題となる。本節は衣食客の身分の賤化とそれが客そのものを代表するようになったことについて考へる。

まず、衣食客の身分の賤民化についてであるが、その考察にあたって最初にとりあげるべきは、魏西晋と東晋南朝とで支配体制にかなり大きい変化が生じたことである。その変化は第一に、天子の支配権力のささえとなる「私従」が殆んどいなくなったことをふまえている。西晋末の動乱期に事実上天子の「私従」としての屯田民¹客はなくなり、兵戸も激減した。東晋以後、国家の必要とする軍事力は編戸からの徴兵、募兵、豪族の私兵などに頼ることになり、国家財政は専ら編戸の担税力に頼ることとなった。その変化は第二に、天子が郷論を媒介としてもつ調節者の機能が薄くなったことをふまえている。そこではすでに魏中期九品官人法のとる郷論が州単位の郷論となったことが重要な意味をもつてくる。それが郡単位から州単位のひろがったことは、各郡単位の郷論をとった際の不公平さ（例えば、ある郡で最上位の郷論をもつ豪族と他の郡で最上位の郷論をもつ豪族とを、九品官人法において同じく最高の郷論をもつものとした際、その郷論が本来村落（共同体）における支配者としての豪族層をめぐる郷論であるだけに、郡の大小、郡単位のみた場合の豪族的経営の規模の大小などが問題になっていないという不公平さ）をある程度カバーしたといえる。しかし、それによって九品官人法のとる郷論には大きい変化が現われてきた。すなわち、その（新）郷論は各地の大豪族層²上級官人層の要求に基いて現われたものであるが、それは彼らの上級官人層としての自己擁護の手段化という意味をもって変質をとげた。やや具体的にいうと、その変質の第一点は、郷論がその郷論出現時の州単位の政治的社会的身分秩序の維持を主任務とするようになったため、土地（豪族的農業経営）と切れた形で存在する可能性をもつようになり、ついでとくに東晋以後、（官界の最上層を形成する北人の大豪族層³高級官僚層がその郷村社会と分離して南下したことに基く）政治的變動に相応じて、まさにそうした形で存在しえるようになったことである。その第二点は、第一点と関連するが、村落（共同体）の支配者層の支配のありかたに変化が生じた、ということである。とくに大豪族層⁴上級官人層の場合そうなのであるが、豪族層が（表面的にはとにかく、実質的には）いくつかの要因によって同族との結合をゆるめたり、それから切れたりし

た際も、彼らはその官人としての政治生命を保ちえた。そのことは彼らが、一面で「寄生官僚」的性格をもつに至ったことを意味するが、しかしそれは彼らが土地経営なりその意図なりを放棄したということではなく、そこには、同族の動向とは無関係の(個人による)大土地所有が往々出現する。こうした大土地所有者は、土地経営そのものについては、豪族的土地所有者とさして違いはないが、旧来の郷論構成の要素としての、村落段階における横の連繫力に欠けるところがある。(当時の(新)郷論は、右のような大土地所有による村落支配をつつみこんだ形で、天子の支配権力に対応するといったことはなかつた。^(補註3)) 右は、別の表現をすれば、天子がその(新)郷論と対応しても、その郷論自体の性格から、天子が、上級官人層が豪族層あるいは(それとは違ふ)大土地所有者層としてもつ内部的な対立抗争に対し、全国的規模をもつ高い次元における調節者の機能を發揮できなくなった、ということである。

客が東晋以後私家の賤民的性格を強めたという際、つぎにとりあげるべきは、西晋末以来の動乱によって多数の流民が発生し、しかも国家がその生活を安定させその自立を図るといった力を失ったことである。ここでは流民は直接的に豪族のもとに入って全面的にその庇護をうけ、その直接的庇護というわくのなかで自立の生計を図るといった形をとった。ここで南齊書卷十四州郡志上南兖州を見ると、東晋初期のこととして、

時百姓遭難、流移此境。流民多庇大姓以為客。元帝太興四年(西紀三二一年)、詔、以流民失籍、使条名、上有司、為給客制度。而江北荒殘、不可檢矣。

とある。「此境」とは広陵を指す。これは太興四年、本来編戸たるべき良民が流亡して豪族のもとに入り客(この客は本稿でいう制度的なものではない)となっていたのを、改めて客としその戸籍に注させたことに関する記事である。この記事は第一に、国家が当時にあつても客が制度上良であるという理解をふまえていたことを物語り、第二に、国家が流民を自ら把握しその自立を助ける能力も意思もなかったのを物語っている。第二のようなことは魏晋南北朝においてまま見られるところであるが、こうした状態が一面で客の増加、主家である豪族が客を村落(共同体)から切り離して所有するこ

とを促進したのは間違ひなからう。

魏西晋の政治体制は豪族の村落(共同体)支配を一基底とした形で構成され、かつ豪族の村落(共同体)支配の特性が客所有に具現したといえようが、東晋以後の右に述べたような様態は、たとえそこに豪族の村落(共同体)支配そのものの存在を否定することはないにしても、政治体制の変革を不可避的に要求してくる。かくて南朝の政治体制は自ら魏西晋のそれとは変り、(組織としての)天子の支配は、「私従」と郷論を媒介とした調節者的機能とを失っただけに)その権力の強弱とは別に、(専制君主的な)国家の元首としての支配と一致して^(補註4)くる。これは別の表現をすれば、天子の支配権力が同時に国家権力そのものとしての性格を強めてきたということである。東晋はそうした南朝の政治体制の形態を志向した苦惱期である。(魏西晋では、天子、豪族、官人が「私従」をもつ形態に政治の正当性を与える政治思想は、はっきりした形では現われてこないが、天子が九品官人法を通じて調節者的機能をもつことにも政治的正当性を与える政治思想は提示されている。しかし、ここに至るとそれは影をひそめる。)ちなみに、南朝に入ると「兵」の身分が依然として良であるにもかかわらず、天子の詔にさえも、「兵」蔑視の感情が現われるようになった(前掲「魏晋南朝の兵戸制度の研究」)。これは「兵」が当時の政治体制の大きい骨組みのささえとならなくなったことと相応するところがある。(ここでは、「兵」は天子の「私従」というよりも、むしろ国家のもつ兵の一種とすべきである。この点は別の機会に論ずる。)

以上述べたところから、豪族の客(つまり私家の客)がその当時の政治体制の一構成要素をなす、といった意義を失い、単なる私家の附隸の性格を強めることも予測できる。ところで、第五節でふれるように、南朝に入ると、その主と客との関係にあっては、主による客の人身支配の性格が強まり、それが天子によって認められるようになる。これは客の私賤化ということになるが、前引の宋書礼志において衣食客が奴婢と同等視されているのもこれと相応するといえよう。

なお、客が対内的な主家との関係において生計上の自立性を保っていたにしても、(社会的変遷と相応じて)制度的に賤としての性格を強めると、(限客制に見える所有制限数と無関係に)客全体が賤という理由で公的な力役を免除される

に至ったことが予測される。第五節で引用する宋初の同伍犯の議論はその予測をささえるものである。なお、ここでは人頭税の性格をもつ(丁)租(丁)調が出現した際も自らそれを免除されるであろう。また、ここでは客を中心にいえば、独立の戸籍をもたない客は、その故に賤である、ということも生ずるようになる。

つぎに、衣食客が客を代表するに至った政治的社会的背景についてであるが、そこでまず考えるべきは江南における農業生産力の向上についてである。虞玩之の上表によると、南斉の初めに、本来、力役(兵役を含む)を負担すべき庶民の約 $\frac{2}{3}$ が実際に力役を免かれているが、その際、武勲をたて免役権をえたと偽っているものが、本来力役を負担すべき庶民の殆んど半ばに達した。この際免役のため盛んに金銭が用いられた。そうした際は本人が免役権をえただけであるが、別に戸籍などを偽って官人となり、近親の免役権をもあわせえたものが当時一万人程もいた(南齊書卷三十四虞玩之伝・南齊書卷四十竟陵文宣王子良伝・通典卷三)。(当時の戸数約百万。)この際不正達成のための費用はほぼ一萬錢といわれる。当時米一石が数十錢であるから、こうした庶民は(土地所有を主とする)かなりの私財をもっていたといえよう。彼らが旧来の豪族による村落支配のなかにおいてどれだけの発言力をもってきたのか、例えば水利権においてどれだけ発言力を強めたのか、といった具体的なことはわからない。しかし、彼らが国家権力に直接的に結びついて行くという意味において、豪族の村落支配に空洞を生じさせたことは間違いない。(そこには、彼らのもとに貧窮の庶民が入ったことも想像される。)第二節で見た「編戸奴」という表現を理解するにあたり、そうしたこともあわせ考えるべきであろう。(また、そこには「豪族的土地所有からいわゆる大土地所有へ」という問題も生ずるが、ここではそれを拾象する。)梁に入ると庶民のえた免役権は大幅に切り切られてきた(前掲「魏晉南朝の政治と社会」)が、すでに生長した新興庶民の力そのものを否定することは不可能であったであろう。こうしたことは巨視的には、農業生産力の向上をふまえたものである。ところで、佃客は家族となりがしかの生産手段としての農具などもち主家の私有地を耕作するものであるが、衣食客は、第五節でふれるように、主家に養われた孤児などが成長後主家にあつてその身辺の雑事に任ずる形をとつたものと推定される。宋書礼志に客を代表するものとし

てこうした衣食客が現われてくるわけであるが、両者は一体どのような関連性があるのであろうか。それについてはつきのように考えたい。第四節で見ると、東晋（とくにその後期）、南朝において、独立の戸籍をもつ小農民が豪族、（大土地所有者）の私有地を（客や奴にかわって）耕作する形態がかなり普遍的なものとして現われてくる。このことをあわせ考えると、農業生産力の向上と、政治体制の変化にやや間接的ながら対応する客身分の賤化とをふまえ、客というものが主家の農業生産を担う主役の座から次第に外れつつあった。宋書礼志に衣食客が客を代表するものとして、かつ奴と同質的なものとして出てくるのは、右のような政治的社会的背景に基く。

ここで三つのことを補足しておく。その一は、虞玩之の上表において、宋中期以後齊初に及ぶ、全国的視野における、戸籍偽濫による役人減少が議論されているにもかかわらず、そこに力役回避の手段として客となる場合が出てこないことについてである。立論の目的が戸籍偽濫面からみた国家の役人減少対策である以上、もし当時客となるものが全国的に歴大な数にのぼっており、それだけにそうした点での偽濫が盛んであれば、そのことは当然祖上にのぼったであろう。しかし、そこではそうしたことは別に問題となっていない。また、第五節でとりあげる宋初の同伍犯の議論においても、客をもっていない上級官人がかなりいたことが推定される。また、史料的に宋中期以後齊初まで編戸の戸口数は減少していない。客となるものがふえれば少なくともその口数はへる筈であるが、それが無いというのは客となるものがさしてなかったということになろう。これらは相まって、客が（收穫物を主家と量分するにしても）制度的、社会的に賤民的性格を強め、一方、編戸のなかに良民としての身分のまま主家の田土を耕作するものが増加したことを裏から察せしめるといえる。〔後者については、その主家への従属度が農奴的であったものも多数いたことを考えるべきであらうが、それにしても、主家との関係という観点からみた際、両者の実態に差違があったことは、これを認めざるをえないであらう。〕

その二は陳書高祖記にみる食客の理解についてである。陳書卷二高祖記下永定二年三月甲午の詔は、永定二年二月に、南予州刺史沈泰が北齊に奔ったが、武帝がその旧部下を安堵させるために下したものである。いまその全文をかかける

と、

罰不及嗣、自古通典。罪疑惟輕、布在方策。沈泰反覆無行、遐邇所知。昔有微功。仍荷朝寄、剖符名郡、推轂累藩。漢口班師、遷居方岳。良田有逾於四百。食客不止於三千。富貴顯榮、政當如此。鬼害其盈、天奪之魄。無故猖狂、自投獯醜。雖復知人則哲、惟帝其難、光武有蔽於龐萌、魏武不知於于禁、但令朝廷無我負人。其部曲妻兒、各令復業。所在及軍人、若有恐脅侵掠者、皆以劫論。若有男女口為人所藏、竝詣台申訴。若樂隨臨川王及節將立效者、悉皆聽許。となる。まず良田四百(頃)に逾ゆるあり、という表現についてであるが、後漢書卷七十鄭太伝に、

鄭太。字公業。河南開封人。…少有才略。靈帝末、知天下將乱、陰結豪桀。家富於財。有田四百頃。而食常不足。

とある。右はこの鄭太(字は公業)が田四百頃をもっていたが、そこに集ってきた人々を養うのに不足した故事をふまえたものである。この故事は南朝にあっても世人の頭にあつたもので、南史卷二十二王鸞伝に、王鸞について、

不事産業。有旧墅在鐘山。八十餘頃。与諸宅及故旧、共佃之、常謂人。曰、我不如鄭公業有田四百頃、而食常不周。以此為愧。

と見える。つぎに食客三千に止まらず、という表現についてであるが、これは孟嘗君などが食客三千をもっていた故事をふまえたものであろう。すなわち、史記卷七十五孟嘗君伝に、

孟嘗君時相齊。封万戸於薛。其食客三千人、邑入不足以奉客。使人出錢於薛。歲余不入、貸錢者、多不能与其息。客奉將不給。孟嘗君憂之。(下略)

とあり、史記卷八十五呂不韋伝に、

不韋家僮万人。当是時、魏有信陵君、楚有春申君、趙有平原君、齊有孟嘗君。皆下士、喜賓客、以相傾。呂不韋以秦之彊、羞不如、亦招致士、厚遇。至食客三千人。

とある。この食客||客||賓客は別に生産に従事するものではなく、かえってその君がこれを養うものである。要するに―

の部分には沈泰が多量の田土をもち、またそれに依附する多数の食客をもっていたことを、故事によつた表現で示したものである。なお、当時権勢あるもののもとに多数の客が集まったことを物語る事例として、陳書卷八侯安都伝に、

自王琳平後、安都勲庸軼大。又自以、功安社稷。漸用驕矜。数招聚文武之士、或射馭馳騁、或命以詩賦。第其高下、以差次賞賜之。文士則褚介馬枢陰鏗張正見徐伯陽劉刪祖孫登、武士則蕭摩訶裴子烈等並為之賓客。齋內動至千人。部下將帥多不遵法度。（下略）

とある。この賓客も亦佃作に従っているものではない。（いまとりあげている客はもちろん、本稿で論じている客そのものではない。）かくて、食客三千は良田四百頃の耕作者とは考えがたいのである。つぎに、其の部曲妻兒を各々業に復させる、とあることについてであるが、この部曲はもともと沈泰に従っていた部曲である。文苑英華卷七百五十四史論に収載された何之元の梁典に、

高祖博覽古今、備觀興亡。猶復躡其遺風、襲其弊法。澆薄逾甚、滄桑日滋。梁氏之有國、少漢一郡。大半之人、並為部曲、不耕而食、不蠶而衣。或事王侯、或依將帥。携帶妻累、隨逐東西。与藩鎮共侵漁、助守宰為贅賊。收縛無罪、逼迫善人、民蓋流離、邑皆荒毀。由是、劫抄蜂起、盜竊羣行、陵犯公私。

とある。ここに部曲が妻子を携え、その主に従つて徒食していることが示されている。右はそうした部曲、その妻兒を本貫に帰して農に復させるべきを命じているものである。こうした理解が正しいとすれば、右の詔は衣食客＝部曲が主家の農業生産に従事した史料とはならぬであらう。

その三は唐の部曲のもつ良的性格についてである。巨視的にとりあげると、客の後身は隋唐の部曲となるが、唐の部曲が良人と同じく所有権をもち、また無制限に主家に労働力を提供させるものでなかつたのはすでに指摘されている通りである（宮崎市定氏、『東洋史研究』第二十九卷第四号「部」。また、唐の部曲は良人と部曲との女を娶りえ、一方奴婢の女を娶りえなかつた。こうした点は客がもともっていった良的性格が、客が村落（共同体）の構成員的性格を全くもたなくなつ

てからも残存しているものであろう。

四 奴僮、僮僕、門生、義故など

東晋南朝では、主家のもとにある随従者＝附隸を示すものに僮僕その他数多くの語がある。本節はそれらの若干をとりあげ、その間に当時の豪族(、大土地所有者)の農業経営の一端を窺うこととする。

まず奴僮、僮僕などの内容であるが、宋書卷六十七謝靈運伝に、

靈運因父祖之資、生業甚厚。奴僮既衆、義故門生数百。鑿山浚湖、功役無已。

とある。これは謝靈運の奴僮(私附の総括的称呼)が具体的には主として義故と門生とからなっていた事例といえよう。つぎに、宋書卷五十八謝弘微伝に、

義熙八年、混以劉毅党、見誅。妻晋陵公主改適琅邪王練。公主雖執意、不行。而詔、其謝氏(トヤ)離絶。公主以混家事、委之弘微。混仍世宰輔。一門兩封。田業十余処。僮僕千人。唯有二女、年数歳。弘微經紀生業、事若在公。一錢尺帛、出入皆有文簿。遷通直郎。高祖受命、晋陵公主降為東鄉君。以混得罪前代、東鄉君節義可嘉、聽還謝氏。自混亡、至是九載。而室宇脩整、倉廩充盈。門徒業使、不異平日。田疇墾闢、有加於旧。

とある。この「僮僕千人」は百柄本、北監本では「僮業千人」となっている。(宋書の百柄本はできが悪い。)ここでは僮業という語が普通使用されないことをふまえ、南監本、殿本、凶書集成局本に「僮僕千人」とあり、資治通鑑にも同じく「僮僕千人」とあるのによつて、「僮僕」の方をとる。さて、謝弘微伝に、この謝氏の財産について、

(元嘉)九年、東鄉君薨。資財鉅万、園宅十余所。又会稽吳興琅邪諸処、太傅司空琰時事業。奴僮猶有数百人。公私咸謂、室内資財宜婦二女。田宅僮僕、心屬弘微。弘微一無所取。自以私祿營葬。(下略)

とある。東鄉君はその死亡時、東鄉君の家の園宅十余所と、謝琰を頂点とする家(弘微や東鄉君はその家の構成員)の事

業(事実上主として田土経営)とをもっていた。さきの「田業十余処」は前者と相重なるもので、その耕作者が「僮僕千人」なのである。また、「奴僮猶有数百人」は後者にかかるものであろう(拙稿、『山本博士還曆記念論文集』所収。「田宅僮僕」の僮僕はこうした僮僕と奴僮とを合せたものとなろうが、そうすると(私附の総括的称呼として)その奴僮と僮僕とは同じ意味のものとなろう。門徒とは門生のことである。かくてこれは奴僮が門生(など)からなっている事例といえよう。もし、右の田業十余処が園宅十余所と事業とからなっていたとすれば、「僮僕千人」の僮僕と「田宅僮僕」の僮僕とは一致するが、そこにあつても私附の総括的称呼としての奴僕と僮僕とは同じものといえよう。その際も奴僮が門生(など)からなっているということになろう。つぎに、宋書卷四十五劉焯傳に、益州刺史劉道濟について、

(前略)蜀土僑旧、翕然竝反。道濟惶懼。乃免吳兵三十六營、以為平民。分立宋興宋寧二郡、又招集商賈及免道俗奴僮、東西勝兵可有四千人。

とある。この「免道俗奴僮」は觀寺と一般の家との奴僮をその身分から免じて庶民(平民)としたもの、という意味である。このとき同じくその身分から免ぜられた兵戸が編戸とは戸籍の取扱いが別であつたことをあわせ考えると、その奴僮は編戸とは戸籍の取扱いが別のものとなる。これに該当するものとしては、(制度上の)奴と客としか想定できない。なお、右は劉道濟がとつた非常措置であるが、当時、非常時にあたり編戸でない、特殊な身分のものを免じてそれを戦力として使用するといったことは他にも見られる。一例をあげると、宋書卷七十九竟陵王誕傳に、宋の孝武帝が垣に広陵に鎮していた南兗州刺史竟陵王誕を襲わせたときのこととして、

閔至広陵、誕未悟也。…誕驚起、呼左右及素所畜養数百人。…焚兵籍、赦作部徒繫囚、開門、遣腹心、率壮士、擊(載)明宝(垣閔と行をと)等、破之。閔即遇害。…太宰江夏王義恭、上表諫曰、誕素無才略。畜養又寡。自拒王命、士庶離散。

城内乏糧、器械不足。徒頼免兵倉頭三四百人。造次相附、恩怨夙結。(下略)

とある。(作部で働いていた刑徒と、その召使っていた倉頭—制度上の奴—とは別のものである(前掲、『魏晉南朝の兵戸制度の研究』))。な

お、第五節で述べるように、宋書王弘伝に、宋初行われた同伍犯の議論をのせている。そのなかに、客を奴、僮などの語でも示している。そこには一語としての奴僮の語のあったことが予測される。

かくて、奴僮は具体的には義故、門生を指したり、客・(制度上の)奴の類を指したりしていることになる。

ここで奴僮の具体的内容をなす義故、門生等の性格の違いを考えてみよう。まず門生についてであるが、当時の門生には、官人間に存在する文字通りの門生を指すもの、官人がその政治的特権の「分け前」を与えるべく富裕な商人などを門生としてその代りに「謝礼」とったもの、官人が貧しい人々の債権者となり、それらを門生として「謝礼」の形で働かせ、以て債務を弁済させるものなどがある。ところで、門生は(門生とは本来治国の為の勉学をするものであるという名分に基き)、つとに地方の役を免ぜられていた。この免役権はのち南朝に入るとさらに範囲が拡大されたと推測される。すなわち、南齊書卷二十七劉懷珍伝に、

懷珍、北州旧姓。門附殷積。啓上門生千人(マテ)充宿衛。孝武大驚。召取青冀豪家私附、得數千人。士人怨之。

とある。この門附、私附はともに門生のことであるとも、そこに大きく門生を含むものとも考えられる。何れにしてもこれは当時官人の門生が制度上免役権をもっていたのを察せしめるに足る(拙稿、『社会経済史学』第二、十八卷第四号「南朝の門生」)。(右では、恐らく規定数以上の門生があり、しかもそれらがすべて事実上門生として免役権をもっていたことが暗々裏に示されているのである。) (ある程度以上の)官人が制度上こうした門生をもちえた以上、官人が貧窮の編戸を門生とし、門生の免役権を大いに利用して、力役にむけるべき労働力を自己に提供させたのはこれを察するにかたくない。前引の謝靈運伝の門生はこうしたものであろう。ただし、前引の謝弘微伝では門徒 \parallel 門生は女性である東郷君のもとにいる。このことは、いったん官人の家の門生としてその家の田土の耕作に従うようになった際、その官人が死亡してもその門生たることは続いていたとされよう。(この際、門生の免役権があったかどうかはわからない)。

つぎに義故についてであるが、当時義故という語もある。両者は使用にあたり若干微妙な違いがあるようであるが、こ

ここで論ずる限りにおいてその違いは殆んど問題とならない。それ故、以下、義故Ⅱ故義として論を進める。すでに別稿（九州大学文学部英文紀要十三（Chung-t. 忠義 in the Chin. 晋 Age））でとりあげたように、官人間にあっては、故吏と故義とが区別して使用されることがある。そこでは故吏は旧君、故吏という君臣関係にあるものとして見られており、故義における「主」と仰ぐ人物とそのものとのつながりは、それよりも一段とゆるい関係にあるとされている。ただし、故義に故吏を含めることが可能である。つまり、ある人物と故義の関係にあること、あるいはある人物に対して故義であること、が問題とされる際、その人物とのつながりは幅があり、ごくゆるいものから相当強いものまでであるのである。こうした故義は（門生がそうであるように）官界を通じてのみ存在するのではなく、官界と無関係のところにおいても亦存在する。さて、晋書卷八十九王諒伝に、東晋の初めに交州刺史王諒が前の刺史脩則の子脩湛（梁碩が迎えて州事を行わせていたもの）をとらえたこととして、碩時在座。曰、湛故州将之子。有罪可遣。不足殺也。諒曰、是君義故。無予我事。即斬之。碩怒而出。（下略）とある。この際の義故は故吏がその旧君の子の義故とされていたのを示している。つぎに、晋書卷六十七郝愷伝に、

大司馬桓温以愷与徐亮有故義、乃遷愷都督徐亮青幽揚州之晋陵諸軍事領徐亮二州刺史、假節。

とある。これは、塲主郝鑿がかって徐亮二州の刺史であったが、彼は塲主としてその州民を率いていた。その死後その塲衆Ⅱ州民は他の刺史の支配に入っていた。しかし、郝鑿の子郝愷は依然としてその州の人々と（私的な）むすびつきを保っていた。桓温がそのむすびつきを利用するつもりで郝愷を徐亮二州刺史とした、ということである（前掲、二兵制）。つまりその故義は父子二代にわたるむすびつきを指す。（州の官人は通常その州のものが任用される。それだけに、そのむすびつきは庶民のみならず官人にも生ずるのである。）この故義たること（、故義である人物）は州民についていうのであるから、当然戸籍上独立性があるということを前提としている。ところで、陳書卷十八沈衆伝に、

「侯景之乱、衆表於梁武帝、称、家代所隸故義部曲、竝在吳興。求還召募、以討賊。」梁武許之。及景圍台城、衆率宗族義附五千余人、入援京邑。

とある。南史卷五十七沈衆傳では、「」の部分には、「侯景之乱、表求還吳興、召募故義部曲、以討賊。」となっている。當時召募の語には事実上の強制的徵発を意味することがある。蓋し「」内では沈衆が自己の家の故義と部曲とを強制的に吳興からつれてくるのがいわれているのであろう。しかし、右の場合、故義、部曲がもしも沈衆の家の戸籍につけられているのであれば、わざわざ召募するということをいいたてはしないであろう。つまり、それは現実には強い支配力、影響力のもとにあるけれども、客のように主家の戸籍につけられている存在ではないとされるであろう。陳書沈衆傳の「家代所隸」とあるのはこうした前提をもって読むべきであらうし、南史沈衆傳の右にとりあげた部分もそう読むと無理なく理解できる。また、宋書卷六十三沈演之伝に、

時欲北討。使勃還鄉里、募人。多受貨賄。上怒、下詔、曰、沈勃琴書藝術、口有美稱。而輕躁耽酒、幼多罪愆。比者淫過度、妓女數十、声酣放縱、無復劑限。自恃吳興土豪、比門義故、脅說士庶、告索無已。又輒聽募將委役還、私託注病叛。遂有數百。周旋門生、競受財貨。少者至万、多者千金。計贖物、二百余万。便宜明罰敕法、以正典刑。(下略)

とある。こうした「輒」には、不正行為として、という意味を含む。またこの門生は必ずしも農耕に従っているものに限られず、門生として師たる沈勃をとりまいて何らかの利をえようとしているものを一般的に指しているとされよう。この「比門義故」は、吳興には豪族沈勃の強い支配力、影響力のもとにある、沈勃とむすびつきのあるものが、門をならべて(屋をならべて)存在しているということである。(同伍犯の議論のなかに、小民 \parallel 編戸の庶民について、「比門接棟」としているが、當時門を構成するものはそれぞれが門として独立した単位をなす。それだけにこれは故義 \parallel 義故が独立の戸籍をもっているのを前提として考えると差支えなからう。)

ところで、陳書沈衆傳の記事では故義とならんで部曲が見える。部曲にもいろいろな意味があるが、そのなかに主家の農業生産を担うものがある。梁書卷五十一張孝秀伝に、張孝秀について、

婦山、居于東林寺。有田數十頃。部曲數百人。率以力田、尽供山衆。遠近婦慕、赴之如市。

とある。これは部曲が主家の生産を担っているのを物語る事例である。部曲が農業生産に従事したことを示す初期の史料として、魏志卷十八李典伝に、後漢末のこととして、

典率宗族及部曲、輪穀帛、供（曹操）軍。

とあるのがあげられる。さて、抱朴子外篇第三十四呉失で呉滅亡前のさまを述べたなかに、

僮僕成軍、閉門為市。牛羊掩原隰、田池布千里。

とある。「閉門為市」は「莊園」の自給自足的な経営方針を示したものである。「成軍」とあるのはそれらが軍隊のように部曲（隊伍）をなして労働に従事していたからであろう。このように見てくると、部曲という生産労働者は、いわば群をなし隊伍をくんで作業するような人々を指していたとされるであろう（前掲、「部曲か」
（ら佃戸へ）（上））。こうした点をあわせ考えると、沈衆伝で故義と部曲とをならべ記していることについて、それらは主として主家の農業生産を、「小作人」などとして担っていた。前者はどちらかといえば個々で主家の私有地を耕作し、後者は集団として主家の（広大な）私有地を耕作していた、といって大過ないであろう。なお、当時有力者であっても必ずしも広大な土地をまとめてもっていたとは限らない。それほどほどの広さのない土地をあちこちにもっていたこともあったと思われる（唐長孺氏、『三至六世紀江』
（南大土地所有制的發展））。（南朝になっても、もちろん私兵を指す部曲という語は存在している。）

このように見てくると、謝靈運伝の義故と門生とについて、門生は制度上公的な力役を免除され、それだけに強く靈運の掌握下にあった編戸の農民、義故は別に制度上力役を免除されてはいないが、やはり靈運の豪族勢力（より正確には、さきあげたような意味における大土地所有者の勢力）をもろにうけている編戸の農民、ということになり、その両者と主家との具体的なつながりは主として「小作人」であるところにある、ということになろう。

いままで見てきたところから、奴僮の語がさまざまな性格の随従者を指し示すものであるのがわかった。そうすると奴僮の語は一般的にいえば「しもべ」といったことになろう。さて、前引の謝弘微伝では奴僮が僮僕ともいわれていること

がわかる。この僮僕も必らずや右と同じものであろう。ところで、同伍犯の議論では客を指し示すものとして、僮僕の他に奴、客、奴客、僕隸、奴僕の話が用いられ、また、それらに該当するものとして養子と典計との二語がある。最後の養子、典計は客の具体相を示すものでこの際論外であるが、他の語については、それらが随従者の総括的な称呼であるだけに、本来さきの奴僮と同じものである。ただそれはその際にあつては客を指すものとして使用されている、といえるであらう。ちなみに、いま見ている奴僮、僮僕、奴客、奴僕などの語はそれぞれ一語をなしているが、その際、奴僮、奴客、奴僕にあつては奴の語の内容と決して無縁ではなく、むしろそれと合致するものであろう。ところで、奴の語は制度上の奴を指す以外に、すでに第二節で見たように(無籍で)主家の「しもべ」になっているもの、客とそうした「しもべ」とを指すもの、右の同伍犯の議論に見えるように客を指すものがあり、また、主家のもとにあり負債を自己の労働力によつて消却するものを指すこともある(草野靖氏、『重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢』)。また、奴僮、僮僕における僮の語に関して考ふるに、当時僮の語には、官給されて官庁、官人のもとで働く編戸の役人を指すものもある。奴、僮がこうした広い用法をもつことも亦右の見解をささえるところがある。なお、浜口氏の高見によると、奴客の語には奴婢と賓客との連語もある(前掲、「唐の部曲・客」)。

なお、前引の謝弘微伝の門徒についてであるが、これは一見謝氏の歴大な田土を門徒＝門生だけが耕作していたのを物語っているかの如くである。しかし、謝弘微伝には、前引のように、

而(a)室字脩整、倉廩充盈。門徒業使、不異平日。(b)田疇墾闢、有加於旧。

とあり、続いて、

東郷君歎曰、僕射平生重此子。可謂知人。僕射為不亡矣。中外姻親、道俗義旧、見東郷之帰者、入門莫不歎息。或為之涕流、感弘微之義也。

とある。この(a)はいわば謝氏の門内における状態であり、(b)は門外の謝氏の田土の状態である。それだけに、(a)におい

て門内で門生が立働いていることが述べられていても、そのことから、この謝氏の奴僮が門生だけからなっているとはいえない。それ以外のものの存在も当然予想される。なお、一般的にいえば客が主家の田土の耕作にも従事していたのはすでにふれた通りである。

いままで見てきたところから、東晋南朝では庶民の門生、故義、部曲がその性格を異にしながらも、豪族（、大土地所有者）の農養生産を担う場合があり、しかもそれがかなり普遍的であったことが察せられよう。

五 同伍犯の議論

本節は、いままでの見解の一部を補強すべく宋初行なわれた同伍犯の議論をとりあげる。これは宋書卷四十二王弘伝にのっているが、このことについてはすでに先学の研究がある（前掲、「唐の部曲・客女と前代の衣食客」・増村宏氏、『鹿兒島大学文理（論議）』）。その大要をいうとつぎのようになる。宋初王弘が同伍の犯罪の連坐にあたり、士人を連坐させるべきか否か、また士人の身代りにそれが所有する奴客が罪されるべきか否かを議論としてもちだし、それに対し左丞江奥、右丞江黶之、尚書王准之、殿中郎謝元、吏部郎何尚之の議論がつぎつぎに出され、最後にそれらに対して王弘が、士人の連坐を否定し、ただその奴客を罪し、奴客をもたねば輸贖させようという意見を出し、太祖が王弘のその意見を允と為した。

この議論に出てくる奴客は、さきに第四節でその一端にふれたが、客、奴、養子、典計、僕隸、私賤、僮、僕、奴僕といった形でも示されている。まず問題となるのはそれらが奴婢のような賤民なのか、それとも客なのかということである。ところで、その議論のなかに、

奴不押符。是无名也。民乏資財。是私賤也。

とある。「乏」は百衲本、南監本、北監本、汲古閣本は「之」につくり、殿本、五省局本、その他流布本には乏につくっている（前掲、「宋書王弘伝」の同伍犯法の論議）。この何れが正しいかということはその内容からこれを決定すべきである。

さて、この議論では同伍を構成するものとして、士 \parallel 士人 \parallel 士大夫と小人 \parallel 庶 \parallel 庶民 \parallel 小民とが対比された形で出てくる。ところで、いま問題にしている「民之資財」の民は、(一)「奴不押符」の句と相對しているだけに、奴(=奴客)と同一のものであるべきが想定される。また、(二)もし「民之資財」とあるのが正しいとすると、その奴客は庶民の資財であるということになって筋が通らない。この二点をあわせ考えると、その奴客は民の貧しいもので、生活のため主家(たる士人)のもとに入ったもの、として読むべきであろう。

なお、梁書卷三十八裴之高伝に、

(裴子高) 仍除假節殿勇將軍潁州刺史。士民夜反、踰城而入。之高率家僮与麾下、奮擊。賊乃散走。

とある。ここに士民の語が見える。これは士と民とをあわせて一語としたものである。南朝ではこうした士民の用法はかなり一般的であるが、右の士と民とはこうした士と民(=庶民)とに同一のものであろう。また、何尚之の議に、

按孔右丞議、士人坐符伍為臯。有奴臯奴、無奴輪贖。…夫有奴不賢。無奴不必不賢。今多僮者傲然於王憲。無僕者

怵迫於時網。是為恩之所霑、恒在程卓、法之所設、必加顏原(「程・卓」のような富めるものが思宥をうけ、「顔・原(顔回、原憲)」のような貧しく奴僕のないものが法にかかるのをいう)。求之鄙懷、竊所未快。

とあるが、この議論では財力のある士人は奴客をもち、貧しいものは奴客をもっていない、という前提をもっている。これはさきの民の貧しいものが生活のため士人のもとに入って奴客となるというのと相応するものである。

かくて、その奴客は本来の身分は民であり、議論の出ている時点にあっても(広義の)民としての身分を一面でもっている。しかし経済的に自立できなくなったため富める士人のもとに入り、その戸籍に奴客として注されているので同伍の単位になりえない、といったことがいえるであろう。ところで、この奴客が(私賤民であるけれども)良民としての一面をもつという点、しかし主家の戸籍に注されているという点からみて、その奴客は、本稿でとりあげている客のことであるとなさざるをえないであろう。この同伍犯の議論において主家が客に対し人身的支配を行いえるという理解と現実との

あったのは、さきあげた議論の概要からも明かに察せられよう。

さて、右丞孔黙之の議に、

(前略) 今罪其養子典計者、蓋義存戮僕。(下略)

とあって、そこに奴客が養子、典計という名称でよばれている。いまこの養子について考えてみよう。すでに魏の時に四孤論があった。そこでは売っている幼児を買ったり、文字通りの棄児を拾ったり、緦麻以内の親戚のないものをひきとったり、五月に生れたため育ててもらえぬ子をつれてきたりして、それらを養育した際、それらが異姓養子となってその家の祭祀権をもちえるという意見とそれを不可とする意見とがあった。しかし後者にあっても、その養育の恩に報いるべきであることが説かれている。また、宋の庾蔚之は、右の四孤の場合、養家の姓を名乗り完全にその家の人となるべきを説いている(前掲、『魏晉南朝の政治と社会』第三)。蓋し、右の養子はこうした養子のもつ一面をふまえたもので、具体的には、孤児を養ってその家の姓を与えるときにも、その家の戸籍に養子として名前をのせたものであろう。ここで唐律疏議の釈文を見ると、巨視的にとりあげた際、魏晉南北朝の客の後身である部曲について、

自幼無婦、投身衣飯、其主、以奴畜之。及其長成、因娶妻。此等之人、隨主屬貫。又別無戶籍。若此之類、名為部曲。

とあるが、右の養子は必ずやここに見える部曲と同じ形で発生したものであろう。つまり、右の「養子典計」は、主家に養われ、成長してのち生産手段をもたぬままに主家に留ってその衣食の事に任じた衣食客と、生活に破れて主家のもとに客として入り、それだけにある程度生産手段をもって主家の田土を耕作する形をとった佃客を代表する典計とをとりあげ、それで当時の客を代表させたものということができるであろう。このように見てくると、客のなかにはつとに養子Ⅱ衣食客があった。南朝に入ると宋書礼志に見えるようにそれが客を代表することもあった。のち唐時代、巨視的に魏晉南北朝の客の後身と考えられるのは唐律疏議に見える部曲であるが、そこでは部曲が専ら養子の後身としてだけ理解されるようになったということになろう。これは別の側面からいえば、主家の農業生産を担うものがますます客ではなくなった

ということである。

ここで觀寺にいる客について述べておく。南史卷七十郭祖深伝に、梁時代郭祖深が行った封事を記している。そのなかに、

時帝大弘釈典。將以易俗。故祖深尤言其事。以為、都下仏寺五百余所。窮極宏麗。僧尼十余万。資産豐沃。所在郡県、不可勝言。道人又有白徒。尼則皆畜養女。皆不實人籍。天下戸口、幾亡其半。而僧尼多非法。養女皆服羅執。其蠶俗傷法、抑由於此。請、精加檢括。若無道行、四十已下、皆使還俗附農。罷白徒養女、聰畜奴婢。婢唯著青布衣。

僧尼皆令蔬食。如此則法興俗盛、国富人殷。不然、恐方來処成寺、家家剝落、尺土一人、非復国宥。

とある。ここに白徒、養女、奴婢が出てきているが、広い意味で、前二者が本来後の奴婢と違つた(より端的にはそれより上とすべき)政治的身分をもっているのは明かである。右の奴婢は制度上の賤としての奴婢であろうが、そうすると当時編戸の民が僧尼のもとに入つて、制度上の賤ではないが編戸でもないものとなつたとされよう。この際の養女の語が語義的に、(幼少のとき)「主」たる尼のもとに入つて養われたところに生じたのは明かであろう。白徒の語は、管子七法第六に、

以教卒練士、擊毆衆白徒。

とあるのに見えるが、その唐の房玄齡の注に、

白徒、謂不練之卒、無武芸。

とある。また、漢書卷五十一鄒陽伝に、

今吳楚之王、練諸侯之兵、毆白徒之衆、西与天子爭衡。

とあるが、その顔師古の注に、

練、選也。毆与驅同。白徒、言素非軍旅之人、若今白丁矣。

とある。これらの際は訓練していない兵士をいうが、ここでは道士（僧のこと）のもとにあるけれども僧たる訓練を受けていないその随従者をいっているのである。これはもちろん養女と対応する。こうした白徒の存在は右の考察を部分的にささえるところがある。第四節で引用した宋書劉粹伝に見える免道奴僮にこうした白徒（、觀寺の奴）が入っていたのは間違いないところであろう。また、こうした白徒は巨視的には唐律疏議に見える觀寺の部曲に続いて行くように思われる。

六 東晋南朝の奴婢

本節は東晋南朝において奴婢が主家の農業生産を担っていたのかどうか、もし担っていたとすると、それがいわばもとの時代（漢時代）の殘滓というべきものなのか、それともそれよりも積極的意義があるべきものなのか、という点をとらあげる。なお、すでに見てきたように、奴婢という表現は、必ずしも制度上の奴婢だけを指すとは限られず、私家の「しもべ」という観点から使用されることも多い。しかし、本節ではとくに断らない限り、奴婢といえは制度上の奴婢（つまり賤民身分としての奴婢）を指すこととする。

すでに見てきたように、豪族（、大土地所有者）の農業生産を担うものとして、漢の奴にむしろ代ったものとして（魏）西晋に入ると佃客が現われ、東晋末南朝ではそれら以外の門生、故義などが盛んになる。これは図式的にいえば東晋末南朝は奴婢による生産がなくなった時代であるといえそうである。確かにある程度までそうしたことはいえるが、広大な中国の半ばにわたる地域のことであり、私家の生産様式も様々であって、奴による農業生産も決して無視できない。例えば、南齊書卷三十八蕭景先伝に、

遇疾、遺言曰、…三処田、勤作自足供衣食。力少、更隨宜、買羸猥奴婢、充使。不須余營生。（下略）

とある。この際の奴婢は売り主から正式に買うものであり、それだけにそれは正式に売買の対象となる制度上の奴婢のこ

とであろう。この奴は当然農耕に従い、婢は(家事や)紡績などの事に従うものであろう。

ところで、社会がどれだけ進展し生産力がどれだけ展開したかといったことは、直接それを計るのがむづかしい。ここではいままで見てきた南朝における発展が、いまだ夫婦の家、父子の家の経済的独立性を十分とするまでに至らなかつたこと、そうした意味では漢以後同質的な面があったように思われることをとりあげる。つとに儀礼喪服に、兄弟の終世に及ぶ同居同財が示されているが、これは内容的には(父死亡後も)兄弟が経済生活上各夫婦単位の家(その家はその夫婦を父母とし、その子孫を含む)を形成すると同時に、兄弟が一旦緩急あつた際経済的に有無相通するということが、後者にあつては、宗子(長兄)の管財権が強いこと、それらがすべて同一大門内に居住すること、をその存在条件とするものである。蓋し、こうした礼制上の規範はある程度まで社会的な実態と要請とをふまえて生じたものであろうが、それは現実問題として生産力の低さのために夫婦の家が経済生活上十分な独立性をもちえないことと深く関連しているに相違ない。ところで、漢魏晋南北朝では戸籍制度上、(血縁者及びその配偶者だけを対象としてみた際)一般に夫婦の家あるいは父子の家が経済生活の単位をなすと同時に、兄弟の終世に及ぶ家(戸)が出てき、それが往々国家の税役上の民衆把握の単位をなしている。そこでは当然長兄の戸主としての責任とそれにもなう権限とがあつたことが考えられよう。ここには、巨視的にいえば、生産力の低さに関連して、兄弟の家にも家産をおき、それに有無相通を求める社会的必要性があつたことが十分察せられよう。しかし、唐時代の戸籍では、父子が戸を構成するようになっていた。(ここでは、父死亡後子である兄弟が別々に戸を構成することが可能である)この戸は同居同財である。これはやや漠然とはあるが、両者の相違の底に社会の進展、経済生活の向上がよこたわっているのを示唆しているといえよう(拙稿、『史学雑誌』第七十と家主として戸籍制度面からみた)

さて、別稿で陳郡謝氏を例にとり、家産が二種類あつて、その一は兄弟(その子孫)が終世にわたつてもつものであり、他の一つはそのなかの夫婦を単位とするものであること、及びその際前者の管財者の管財権が強いことを述べた。この際、

前者の家が後者の家から経済的援助をうけた史料は見当たらないが、そうした二重の家産のあることは、社会の大きい流れとして夫婦の家、父子の家の経済的独立性が不十分であったことをふまえたところに生じているのであろう。(そこではふれなかったが、そのときあげた史料から、つぎのことが窺われる。この前者の家産は、兄弟すべての死亡後兄弟の妻が生存していて、かつその夫が生前その家産の管財権をもち、その死亡後夫婦一体の原則によってその家産の管財権をもっていた場合は、そのものが死亡したとき、分割される(前掲「晋南朝における家産の分割をめぐること」)。ちなみに、南史卷二十九蔡興宗伝に、蔡興宗について、

年十歳、喪父。…廓罷予章郡還、起二宅。先成東宅、以与兄軌。軌罷長沙郡還、送錢五十万、以裨宅直。興宗年十
一。白母曰、一家由来豊儉必共。今日宅直、不宜受也。母悅而從焉。軌深有愧色。謂其子淡曰、我年六十。行事不及
十歳小兒。

とある。これは兄弟の家が、兄弟それぞれの経済的独立性を保ちつつも、それと同時に有無相通の立場をとっていたのを物語っているが、これも直接日常の経済生活において有無相通の必要性があったのを示しているとはいえない。しかし、名家蔡氏の場合、少なくとも大きい臨時的な入費の場合、有無相通が至当のこととして行われたことのあるのが察せられよう。

右を頭において、文選奏彈劉整一首、任彦昇を見てみよう。それは御史中丞任昉が劉整を奏彈した有名な記事である。ここでは劉貢の妻范氏の訴えにより、御史台に劉貢、劉整らの父劉興道がもと使っていた奴海洽をつれてきて訊問したが、海洽はつぎのようにいっていたとしている。

整亡父興道、先為零陵郡。得奴婢四人。分財、以奴教子乞大息寅。(乞大息)亡寅後、第二弟整、仍奪教子云、応入衆。整便留
自使。婢姊及弟各准錢五千文、不分邊。其奴当伯、先是衆奴。整兄弟未分財之前、整兄寅以当伯貼錢七千、共衆作
田。寅罷西陽郡還、雖未別火食、寅以私錢七千、贖当伯。仍使上広州。去後寅喪亡。整兄弟後分奴婢、唯余婢綠草、

入衆。整復云、寅未分財、贖当伯。又属衆。整意貪得当伯、推緑草、与遂。整規当伯還、擬欲自取。当伯遂經七年、不返。整疑已死亡、不廻。更奪取婢緑草、貨得錢七千。整兄弟及姉、共分此錢。又不分遂。

この記事は、劉興道が零陵郡の太守であったとき奴婢四人をえた。このうち教子は将来興道の家産が分割されるとき長子寅に与えられることになっていた。のち興道が死亡したが、その家産がその子たちによって分割されないままに長子の寅が死亡した。寅の死亡後その家産の分割が行なわれた。このとき寅の弟の整が教子を衆に入れるべきであるとして寅の家にそれを与えず、自己のところ留めて使っていた。また、婢の姉(及び弟?)を(それぞれ?)錢五千元で売ったが、そのわけ前を寅の子遂に与えなかった。また、興道の家産としての奴の当伯は、興道の家産が分割される前に、長子の寅が「家」から錢七千文を借りた代りに当伯を質におき、衆とともに「家」の田土を耕作させた。(この「家」と衆との関係については後述。)(つまり当伯は衆奴として「家」の田土を耕作していた。)のち寅が西陽郡の内史をやめて還ったとき、(家産分割はいまだなされていなかったが)、私錢七千文で当伯を贖い衆奴から除かせた。寅は当伯を広州に上らせた。寅の死亡後家産分割がなされ、その奴婢も分けられることになった。そのとき整の意向によって婢の緑草以外の奴婢はすべて衆に入れられることになった。整はまた当伯の処置について、寅が錢七千文で当伯を贖ったのは家産分割のまえ、当伯が興道以来の家の奴であったときのことであるから、私錢で当伯を贖うという行為があつたにしても、この家産分割において当伯が寅の家の奴たるべきでなく、「家」の衆たるべきであるとした。(この「家」と衆との関係については後述。整の真意は自己が当伯を食りとろうとするにあつたので、結局婢緑草を(事実上当伯の代りとして)遂に与え、将来当伯が広州から帰ってきたとき当伯を事実上自己がとるべき下地をつくった。しかし当伯は出発後七年たつても帰ってこなかつたので、整は当伯がすでに死亡したものと思い、改めていったん与えた緑草を遂から奪い取り、それを錢七千文で売った。整の兄弟と姉とがこの錢を分けとつたが、遂には与えなかつた。という内容とならう。

さて、問題が起り范氏が訴えたとき奴教子は整のところにあつて使われている。また、奏彈文には、続いて、

寅妻范云、当伯是亡夫私贖。応屬息遼。当伯天監二年六月、從広州還至。整復奪取云、応充衆。准雇借上広州四年夫直。今在整処使。

とあって、奴当伯も同じく整のところにあつて使われているのを示している。ところで、奏彈文には、いままでとりあげた記事の前の方に、

謹案、齊故西陽内史劉寅妻范、詣台訴、列称、出適劉氏、二十許年。劉氏喪亡。撫養孤弱。叔郎整常欲傷害侵奪。分前奴教子当伯、並已入衆。又以錢婢姉妹、弟温仍留奴自使。伯又奪寅息遼婢綠草、私貨得錢、並不分遼。

とあって、教子と当伯とが衆に入つてゐるとしてゐるのがわかる。かくて、教子と当伯とが衆に入つてゐることは整のところにあつて使われているのと同じ内容のことになる。その際整は寅、整ら兄弟が（その兄弟の最後の一人が死亡するまで）構成すべき家の共有財産の管理的立場にあるものとして、衆を使うという名目で事実上それを私役使してゐたと理解すべきであろう。さて、「其奴当伯、先是衆奴。」とあるが、この衆奴は寅、整ら兄弟が構成すべき家の衆の奴ではない。右とあわせ考えると、この当伯を衆奴としてゐた家は興道ら兄弟の構成すべき家のことと推定される。要するに寅が当伯を錢七千文で質におき、当伯を衆とともに田作させたということは、寅を家長とする家計が苦しかったとき興道兄弟の構成すべき家の財産から錢七千文をかり、その代りに当伯をその家の衆とともに田作させたということである。（寅、整ら兄弟がその家産を分割するか否かということ、興道兄弟の家―興道兄弟の最後の一人が死亡するまで構成されてゐる―の家産の存続とは、別のものである。）このように見てきた際、一方で当伯が広州に行つてから七年以上たつてゐるとい、他方で広州に行つてから四年になるとしてゐる、といった不整合について、前者は文字通りの実数であり、後者は寅死亡時、あるいはその死亡後の家産分割（奴婢分割を含む）以後のこと、さらにいえば整が新しく生じた「家」の管財者の立場に立つて以後のことを意味し、両者は実質上何ら矛盾しないと思われるであらう。

このように見てきた際、奏彈劉整は、名家であつても兄弟の有無相通が行なわれた事例となる。この衆は蓋し群をなし

隊伍を組んで農耕に従事する部曲のことで、奴を衆に入れるというのは、奴をそうした衆と共に農耕に従事させること(共衆作田)、婢を衆に入れるというのは、婢を部曲の妻や女と共に紡績に従事させることをいっているのである(宮川尚志氏、『古代学』第八卷第四号「六」)。この兄弟の有無相通は南朝の半ばにあつても、経済上兄弟の有無相通の必要性があつたことの一環として理解すべきであり、奴の農耕従事は南朝の半ばにあつても奴による農耕が依然行われていたのを物語っているとすべきである。それらは東晋南朝における農業の生産力向上の限界、という観点から、ほぼ統一的に理解できる。(右の衆部曲は、第四節でとりあげた客部曲のことであるとして大過なからう。)

七 北朝の均田制と客、奴婢(概要)

本節は北朝の均田制と客、奴婢との関係を概観する。なお、北朝の天子の支配権力の構成は魏西晋の場合と違つていたといえるが、その点にはふれない。

まず、北魏の均田制の場合であるが、その均田制は二種類あり、太和九年のものは国有地を対象として施行されたものである。太和十年に三長制が施行されたが、そこでは豪族の蔭附者の存在が否定された。その蔭附者は豪族の蔭附者であると同時にまがりなりにも独立の生計を保ち、また蔭附の故に国家の役を免ぜられているものと漏口とである。それだけに、三長制施行後、豪族のもとにある制度的な私従は奴婢しかないことになる。太和十四年ごろ施行された私有地を包みこんだ均田制では、あるわくをもつて私有地の所有が許され、また一定の基準に従つて国有地が支給されたが、桑土でいえば、奴・婢はそのうちの露田(桑などの樹木をうえず、それだけに露わな田土)をそれぞれ良丁の男子・婦人と同額支給され、奴はそのうちの「種田(桑などをうえる田土)」をも良丁の男子と同額支給される。そうした奴・婢は課税の対象となる。魏書食貨志に見える後者の規定では奴は主家の農耕に従事すること、婢は主家の紡績に従事することが当然とされているが、これは均田制制定以前にあつても、奴が往々主家にあつてその田土の耕作に従事していたのを察せしめる(拙稿『史淵』第百八輯「北」)。さて、丁

である奴婢の夫婦は合計八十畝の国有田を支給されるが、当時そうした夫婦と若干の畜力とで大約五十畝の田土耕作が可能であった（前掲、『唐王朝の賤人制度』外篇第六篇）。それだけに、規定通りであれば豪族は奴婢をもっていて、そこに龐大な私有田をもつような場合、その私有田の耕作は編戸の良民である「小作人」（その実態は恐らく義故¹故義の類であろう。）に大きくたよらざるをえなかつたであろう。

つぎに北齊の場合、私有田の所有が認められ、かつ一定の基準に従って国有田が支給されたことが考えられる。そこでは奴婢には一定の数を限って国有田を支給される。（国有田を支給された奴婢は課税の対象となる。）そこでも奴婢がそれぞれ農耕、紡績に任じたことが考えられる。この際も当然豪族の私有田が「小作人」によって耕作されたことが多かったであろう。（北齊に始まつた、国有田のうち桑をうえるものを永業田、穀物をうえるものを露田とする称呼は隋にひきつがれる。）

つぎに北周の場合、敦煌文書のなかに、北周の前身をなす西魏の大統十三年の文書がある。そこに見える均田制では、ほぼ北魏の麻地における均田制の規定が守られている。（そこに「準用」されているのは北魏の均田制の麻土の狭郷の規定であるが、そこでは、国有田が倍田だけ支給され、それが麻田とよばれている。また、私有田が正田としての麻田一本来国有田たるべきものに充当され、それが正田とよばれている。）そこでは丁男は麻田十畝、丁女は麻田五畝を支給され、また丁婢が麻田五畝を支給された形をとっている。その婢は課税の対象となる。このことは丁奴に麻田十畝が支給され、かつそれが課税の対象となるべきであったのを推定させる。ところで、北周にあつては多くの捕虜をえ、従つて奴婢の増加率も高かつたが、その反面しきりに官私奴婢の解放を行っている。そうした解放は武帝のときに始まり、かつ帝一代に最も多かつた。この武帝のときのこととして、周書卷六武帝紀建德六年十一月の条に、

詔、自永熙三年七月已来去年十一月以前、東土之民、被抄略在化内為奴婢者、及平江陵之後、良人没為奴婢者、並宜放免、所在附籍、一同民伍。若旧主人猶須共居、聽留為部曲及客女。

とある(前掲、『唐王朝の賤人制度』外篇第)。この詔は部曲、客女が法的に認められたのを示しているが、そうした法的称呼としての部曲、客女の語の採用が始まったのはほぼこの前後のことであろう。この部曲、客女が前代の客に系譜をもち、かつ唐律に見える部曲、客女となっていたのは改めて論ずるまでもあるまい。なお、唐律の部曲の出身はこれとは違い、年少のときから主家に養われたものとされている。また、唐時代部曲が史上に現われることが少ないとのことであるが、いままで見てきたところとあわせ考えると、そのことは当時部曲が主家の農業生産を担うものとしての主役を他に譲っていたのを示唆しているといえるのではなからうか。さて、私家に部曲・客女が生ずると、それに対する給田も生じたと考えられ、それらに対し租調(一課)もかけられるようになった。ただし、隋の煬帝のとき婦人、奴婢、部曲の課が廃止されるが、そのときそれらへの給田も廃止されたのであろう(堀敏一氏、『東洋文化研究所紀要』第二十)。

なお、北魏の均田制では戸籍制度上の戸対象の税の割合が夫婦の家対象の税の割合よりも多かった。そこにはいままでみてきたような戸内の家の有無相通による各自の家の経済的破綻を防止する意図が秘められ、かつ戸主(長兄)のもとでの連帯責任という形で戸なり夫婦の家なりへの課税を納入すべきが義務づけられているとされよう。ところで西魏の大統十三年文書では戸対象に税租がかげられることがあっても、戸対象の課税は人を対象とする課税にくらべて影がうすくなってしまっている。北齊、北周になるとそうした戸対象の課税はなくなったようである。蓋しこうしたことは社会的実態の変化と相応ずるところをもつものであろうが、別の観点からすれば夫婦対象の家の経済的独立性がすこしずつでも相対的に高まってきたということにならう。

む す び

本稿で述べたこと、述べようとしたことの要点はほぼつぎの通りである。

(一) 魏西晋の天子は龐大な(非編戸の)「私従」をもっていた。それは兵戸の兵とそれを経済的にささえる屯田耕作民

客とからなる。これは天子の支配権力の一基盤をなすものである。天子の国家の元首としての支配は「私従」のもつ軍事力と経済力とを国家の運営に投入する形で行われた。一方、豪族の村落（共同体）支配は一応典型的には村支配に現われるといえようが、各豪族の支配は「家人」としての（奴婢）客を中核とし、編戸の村民に及ぶものであった。ここでは客は往々まがりなりにも村落（共同体）の構成員であったと考えられる。豪族のこうした支配力を地域単位に政治の場にもちこんだのが、九品官人法のとる郷論である。（ただし、郷論は二面性をもち、右のほかに天子、元首が、豪族層が自らの力で解決しえない矛盾・対立を調節するものとしての機能をも有する。）魏西晋の私家の客はこうした政治体制のなかで理解すべきである。そこでは天子の「私従」は良であり、客も亦ほほ良といえる、（主家の戸籍に客の家が入っても当時の社会の実情、それをふまえた政治体制ではその故に客が直ちに賤であるとはいいい切れない。）

(二)東晋南朝では天子の支配権力を直接ささえた客はなくなり、兵戸も無力化し、九品官人法のとる郷論も変質する。そこには魏西晋と違った政治体制が生ずる。西晋末東晋時代、国家が小農民の貧窮を救う力を自らもたなかったことも大きく影響して、客は南朝に入ったとき単なる私家の上級賤的色彩を強めていた。（唐律疏議に見える）唐の部曲客女は、巨視的にはこうした客の後身である。

(三)豪族の家の農業生産を担うものとして漢時代に奴（婢）がいたが、魏西晋では佃客がむしろそれに代り、東晋末南朝では（独立の戸籍をもつ）門生、故義、部曲などが盛んに現われる。しかし、当時の生産力向上の限界、地域差、各家の経営形態の相異なるなどのため、当時も奴（婢）、客による生産を無視できない。もっとも、南朝で客が主家の衣食の事に任ずる衣食客で代表され、かつその出自が恐らくは孤児を養育したものと理解されていたのは、一般的にいって、主家の田土を耕作する佃客が客を代表する力を失ったことに基くと考えられる。

(四)北朝の政治体制も魏西晋とは違ふ。北魏では三長制制定時客の存在はいったん否定された。その均田制は私有田を認め、かつ私奴婢に国有田を給したが、そこには独立の戸籍をもつ「小作人」が大量に存在したことが想定される。

補註

(1) 度支屯田民は最初から、少なくとも民生面では州郡県官の支配を受けていたと考えられる。(兵戸も亦魏晉南朝においては民生面では州郡県官の支配を受けていた。)なお、度支尚書は、一般的にいつて、州郡県官を通じて編戸から租税を徴収していた。

補註

(2) 政役といわれるものの歴史的考察は別稿で行う。

補註

(3) (新) 郷論は、事実上家格の維持を主目的とするようになる。

補註

(4) ちなみに、衣食客の衣食と、唐律疏議に見える部曲の軫事にあたって問題となる衣食之直の衣食とは、同じ文字であつてもその性格が違い、前者はその主の衣食のことを指し、後者はその幼少のときの衣食の費用(養育費)を指すとすべきであろう。南朝における天子の専制君主的な支配を妨げたものに、家格の固定化がある。